

厚岸町議会 第3回定例会

令和5年9月4日
午前10時00分開会

- 議長（大野議員） ただいまから、令和5年厚岸町議会第3回定例会を開会いたします。
- 議長（大野議員） 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（大野議員） 日程に先立ち、表彰の伝達を行います。
去る5月29日、釧路町で開催されました釧路町村議会議長会定例会において、堀議員が議長職表彰を受賞されましたので、厚岸町議会会議運用内規93の規定に基づき、表彰の伝達を行います。
堀議員は演台前までお進みください。
表彰状、厚岸町議会、堀守様。
あなたは、議会議長として多年にわたり、地方自治の振興発展に寄与され、その功績は誠に顕著であります。よって、これを表彰します。
令和5年5月29日、釧路町村議会議長会、会長、富田忠行。
おめでとうございます。
以上で、表彰の伝達を終わります。
- 議長（大野議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、5番、音喜多議員、6番、中川議員を指名いたします。
- 議長（大野議員） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。
委員長の報告を求めます。
10番、堀委員長。
- 堀委員長 去る9月1日午前9時56分から第6回議会運営委員会を開催し、令和5年厚岸町議会第3回定例会の議事運営について協議いたしましたので、その内容について報告申し上げます。
議会からの報告は、議会運営委員会報告、諸般報告、例月出納検査報告であります。
委員会関係の案件は、総務産業常任委員会所管事務調査報告書、3常任委員会及び議会運営委員会からの各委員会閉会中の継続調査申出書であります。議会からの提出案件は、会期の決定であります。
次に、町長提出の議案等についてであります。

認定第1号から認定第9号は令和4年度の各会計決算認定9件であります。

審議方法は、議長と議会選出監査委員を除く10名をもって構成する令和4年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査を行うことに決定いたしました。

報告第11号 「令和4年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率の報告について」は本会議で審議することに決定いたしました。

議案第71号から議第75号の、補正予算5件の審議方法については、議長を除く11名をもって構成する令和5年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査を行うことに決定いたしました。

議案第76号から議案第79号の一般議案4件、議案第80号から議案第82号の条例改正案3件については、本会議において審議することに決定いたしました。

一般質問通告者は、5名であります。

本定例会の会期は、9月4日から8日までの5日間とし、7日は休会といたします。

なお、現在、本会議及び予算審査等の特別委員会の様子を役場庁舎内でテレビ放映しておりますが、本定例会以降、試験的にこれを録画し、今後の対外的な動画配信に向けて検討していくことと決定いたしましたので、理事者側におかれましてもご理解願います。

以上、議会運営委員会報告といたします。

●議長（大野議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（大野議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたとおり、本日9月4日から8日までの5日間とし、7日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から8日までの5日間とし、7日は休会とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の予定表のとおりであります。

●議長（大野議員） 日程第4、諸般報告を行います。

まず、本定例会に提出され、受理された議案等は、別紙付議事件書のとおりであります。

次に、令和5年6月21日開会の第2回定例会から本日までの会議の動向は、おおむね

別紙報告書のとおりであります。

また、今般、鉏路東部消防組合議会及び鉏路広域連合議会の報告書が提出されております。関係資料は、別途、議員控室に備えておりますので、閲覧の上、参考に供してください。

以上、諸般報告といたします。

●議長（大野議員） 日程第5、例月出納検査報告を行います。

今般、監査委員より、別紙のとおり例月出納検査報告がなされておりますので、ご参考に供していただきたいと思います。

以上で、例月出納検査報告を終わります。

●議長（大野議員） 日程第6、認定第1号 「令和4年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定について」、認定第2号 「令和4年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第3号 「令和4年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第4号 「令和4年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第5号 「令和4年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第6号 「令和4年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第7号 「令和4年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第8号 「令和4年度厚岸町水道事業会計決算の認定について」、認定第9号 「令和4年度厚岸町病院事業会計決算の認定について」、以上9件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

令和4年度各会計決算の報告に当たり、主要な施策の成果と予算執行の実績について説明いたします。

当年度は、第6期厚岸町総合計画とSDGsを指針として、引き続き「誰一人取り残さない」との視点で、防災・減災対策、環境対策、観光振興策、感染症対策を重点施策として執行しました。

防災・減災対策では、大型防災備蓄倉庫と併設する厚岸消防団第4分団消防庁舎を建設したほか、（仮称）防災交流センター建設に向けた基本設計を行いました。また、役場庁舎非常用発電設備整備のための実施設計を行うなど、不測の災害に備えた施策を着実に推進しました。

環境対策では、令和3年3月に二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティを表明したところであり、脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギー資源量や将来のエネルギー消費量などを踏まえた再生可能エネルギー導入目標計画を策定しました。

観光振興策では、アフターコロナの観光客受け入れを見据え、あつけし望洋台及びJR厚岸駅構内へ観光案内看板の設置、子野日公園内にある桜見本園に防獣フェンスを整

備しました。また、町内宿泊者への宿泊費補助や応援券の配付、アウトドア体験費の補助を行い観光客の誘客を図りました。ふるさと納税については、地場産品の普及拡大や町のPRを行った結果、過去最高の9億3,149万7,000円という多大なご寄附をいただいたところでもあります。

新型コロナウイルス感染症に係る経済対策では、全町民へ「がんばろう厚岸応援券」の配付を行い、町民の生活支援と町内経済の活性化を図りました。また、感染拡大防止対策では、役場等の窓口以外でも非対面・非接触での証明書の発行ができるよう、証明書の交付システムを整備したほか、学校や老人福祉施設での感染症対策用備品の購入など町民が安心して生活できるよう様々な施策を講じたところでもあります。

そのほかでは、町民の健康増進やスポーツ振興、合宿誘致のため多目的屋内スポーツ施設を建設したほか、赤潮により多大な被害を受けたウニの生育環境整備や種苗放流への支援、町道の改良舗装・補修などの生活基盤の整備等に対する予算執行が主な施策成果の特徴となっております。

次に、予算とその執行の概要であります。

当初予算では、一般会計が101億7,616万8,000円、国民健康保険、簡易水道事業、下水道事業、介護保険、後期高齢者医療、介護老人保健施設事業の各特別会計を合算すると、137億2,779万8,000円の総体規模でありました。これに、各会計ごとに所要の補正を行い、一般会計における最終予算は、令和3年度繰越明許費及び事故繰越金7,075万1,000円を含め117億8,267万4,000円、各特別会計では37億8,943万7,000円となり、総体においては155億7,211万1,000円となりました。

これらの内容は、次の表のとおりとなっておりますので、私からの説明は省略させていただきます。

この最終予算に対しまして、各会計別の収支執行実績を申し上げますと、一般会計では、歳入で120億6,923万6,774円、収入率で99.15%、歳出では114億2,250万7,077円、96.94%の執行率となり、歳入歳出差し引きで6億4,672万9,697円の残額となりました。このうち、繰越明許費繰越財源として2,715万5,000円を令和5年度に繰り越し、財政調整基金に3億5,000万円を積み立て、実質2億6,957万4,697円が翌年度繰越財源となったところでもあります。

一方、特別会計であります。国民健康保険特別会計については、一般会計から1億2,285万1,581円を繰り入れ、歳入歳出差し引きで1,292万5,890円の残額となり、これについては、翌年度に繰り越し、国庫負担金等の返還金に充てるものであります。

簡易水道事業特別会計については、歳入歳出差し引きで101万8,701円の残額となり、この残額はすべて翌年度へ繰り越すものであります。

下水道事業特別会計については、一般会計から3億8,364万6,457円を繰り入れ、歳入歳出差し引きで481万5,000円の残額となりました。これについては、令和5年度への繰越明許費繰越財源となるものであります。

介護保険特別会計については、一般会計から1億8,197万497円を繰り入れ、歳入歳出差し引きで2,826万1,751円の残額となり、これについては、翌年度に繰り越し、国庫負担金等の返還金に充てるものであります。

後期高齢者医療特別会計については、一般会計から4,577万8,678円を繰り入れ、現年

度保険料の4月と5月の収入分46万9,800円を翌年度に繰り越し、広域連合納付金に充てるものであります。

介護老人保健施設事業特別会計については、歳入歳出差し引きで323万5,369円の残額となり、この残額は全て翌年度へ繰り越すものであります。

より具体的な成果と実績等につきましては、別冊で配布いたしました「決算書」及び「決算資料」に基づき、ご検討いただくこととして内容説明を省略させていただき、順次ご質問等に応じて各担当課長より、詳細なご説明をいたしたいと存じます

以上でございます。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） 続きまして、認定8号 令和4年度厚岸町水道事業会計決算の内容について、お配りしている提案説明書のとおりでございますので、ご審議の上、認定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 続きまして、認定第9号 令和4年度厚岸町病院事業会計決算について、お配りしております提案説明書のとおりでございますので、よろしくご審議の上、認定くださいますよう、お願い申し上げます。

●議長（大野議員） ここで、監査委員に対し、審査結果の意見を求めます。
代表監査委員。

●代表監査委員（黒田代表監査委員） ただいま上程されました令和4年度厚岸町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定並びに水道事業会計、病院事業会計の決算認定について、決算審査の概要を申し述べさせていただきます。

まず最初に、令和4年度一般会計並びに各六つあります特別会計全体の決算額についてでございますが、この分厚い決算書、これの1ページ目から4ページ目の記述についての、ここから始めたいと思いますが、1,000円単位で申し上げます。

総額では歳入が157億7,559万2,000円、歳出では150億7,813万6,000円となりまして、歳入歳出差し引き6億9,745万6,000円歳入増という、全会計全体の決算状況と相なっております。

一般会計はじめ、各会計ごとの決算状況につきましては、ただいま町長から報告があったとおりの内容でございまして、細部につきましては、皆様方のお手元に配付をさせていただきました決算審査意見書をご覧をいただきたいと存じますが、地方自治法の規定により、町長から審査に付された令和4年度一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算書に表示されました計数につきましては適正であり、誤りがないものと判断したところであります。

次に、決算審査の中で、今後特にご留意をいただきたい個別事項について何点か申し

述べさせていただきます。

まず、歳入関係についてでございますが、町の自主財源の根幹でございます町税でございます。本年度におきましても全体の収納率が96.36%、国民健康保険税の現年課税分が98.13%、国民健康保険税の全体での徴収率が91.59%と、いずれも昨年度に引き続きまして過去最高の率を更新して決算されておりまして、担当部署の努力、高く、高く評価をさせていただきますとともに、引き続き自主財源の増収確保と収入未済額の解消に向けて、なお一層の努力を望むものでございます。

一方の歳出関係でございますが、本年度は全体的に不用額がやや増加をしているものの、ずさんな予算管理であるとか支払事務事例は確認されず、予算執行事務は全体としてはおおむね良好であったものと判断するところでございます。今後とも、行政全体として適切な予算管理と適正な執行の指導を徹底をいただきたい。

なお、令和4年度決算全体として、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大の影響を全面的に受けまして、未曾有の行財政運営を余儀なくされながらも、国や道としっかりと連携をしながら様々な対応策を実施されるとともに、年度当初に計画した各種の事務事業を着実に執行し、相応の行政成果を達成されるとともに、相応の実質収支と各基金残高を確保したことに対しまして、その行財政運営を評価をさせていただきますとともに、今後におきましても、この健全財政を堅持しながら、これら基金等の積極的な活用やふるさと納税寄附金あるいは過疎対策債の特別分などの税外有効財源の活用によりまして、実効性のある多様な施策を展開をし、町民の皆様がその恩恵を広く享受をし、町民生活における行政満足度がさらに一層高められますようご期待を申し上げまして、一般会計及び特別会計の決算審査報告とさせていただきます。

次に、令和4年度厚岸町水道事業会計及び病院事業会計について申し上げます。

はじめに、水道事業会計から申し上げますが、3条予算の収益的収入及び支出でございますが、消費税抜きで、収入では2億8,952万6,207円、支出では2億6,565万1,470円となりまして、単年度収支差っ引き2,387万4,737円の黒字決算ということに相なりました。

次に、4条予算の資本的収入及び支出、税込みでございますが、収入の8,885万1,664円に対し、支出では2億3,674万7,215円となりまして、差っ引き1億4,789万5,551円の不足額につきましては、当年度分の損益勘定留保資金と当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに減債積立金と建設改良積立金をもって補填処理をしております。

続きまして、病院事業会計について申し上げます。

3条予算の収益的収入及び支出でございます。消費税抜きで、収入では13億1,844万259円に対しまして、支出では12億9,728万5,470円、単年度収支差っ引き2,115万4,789円、こちらの会計も黒字決算となっております。

次に、4条予算の資本的収入及び支出、税込額でございますが、収入の2億2,753万2,350円に対し、支出も同額につき、収支差っ引きゼロでございます。

以上、令和4年度の水道事業会計及び病院事業会計の決算について、その概要を申し述べさせていただきましたが、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、町長より審査に付されました令和4年度厚岸町水道事業会計決算並びに病院事業会計決算に係る

各諸書類は、いずれも関係法令に準拠して作成をされており、また表示されました計数につきましても適正であり、何ら誤りがないものと認められたところでございます。

なお、水道事業、病院事業の両会計にとりましての本年度も、前年度と同様に年度全般にわたって新型コロナウイルス感染拡大の影響などを全面的に受けまして、未曾有の厳しい環境条件の中での事業経営を余儀なくされながらも、懸命な企業努力によって両会計ともどもに結果として2,000万円を超える黒字決算を確保いたしました。その主な留意点を簡単に、特長と留意点を簡単に報告させていただきます。

まず、水道会計にありましては、事業全体の採算性を確保いたすべく、4月から水道料金を大幅に改定をし、その給水収益を前年度に比べて10%を超える増加を見込んでいたにもかかわらず、家事用の使用水量が大幅に減少したことによりまして、結果的には8.7%の収益増にとどまった上に、燃料費や電気料をはじめとする諸物価の高騰によって経費増が加わりながらも2,400万円ほどの純利益を確保し、黒字回復決算ということになったわけでございます。

また、病院事業会計にありましては、本年度も年度全般にわたって新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けまして、入院・外来ともに患者数が前年度を下回った中にありまして、外来収益がコロナ関連の診療単価及び診療件数が大幅に伸びまして、一方の経費面でコロナ対策関連の医療従事者の円滑な確保による人件費の抑制をはじめとしたもろもろの院用費用の節減努力によりまして、最終的には3年ぶりに2,100万円ほどの黒字決算となったところでございます。

いずれの事業会計も厚岸町全体の人口減少の着実な進行によりまして、今後の収益性の低下が大いに懸念され、経費面で諸費用が増え、公営企業としての独立採算性の維持が危ぶまれます中であって、次年度以降もコロナ状況であるとか、あるいは人口動向、産業動向などの経営環境条件を踏まえながら、水道会計においては家事用及び業務用の給水収益の推移、病院事業会計にあつては当病院の患者数及び医業収益の推移、それぞれ当分の間、監査委員としてもしっかりと注視していく必要があるものと考えているところでございます。

以上をもちまして、公営企業会計決算審査に係る口頭報告とさせていただきます。

●議長（大野議員） 本9件の審査方法について、お諮りいたします。

本9件の審査については、議長及び議会選出監査委員を除く10人の委員をもって構成する令和4年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本9件の審査については、議長及び議会選出監査委員を除く10人の委員をもって構成する令和4年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中に審査することに決定しました。

本会議を休憩します。

午前10時32分休憩

午前10時47分再開

- 議長（大野議員） 本会議を再開します。

日程第7、議案第71号 令和5年度厚岸町一般会計補正予算、議案第72号 令和5年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第73号 令和5年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第74号 令和5年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第75号 令和5年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、以上5件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました、議案第71号 令和5年度厚岸町一般会計補正予算（3回目）から議案第75号 令和5年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算（1回目）について、お配りしております提案理由説明書のとおりでございますので、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（大野議員） 本5件の審査方法についてお諮りいたします。

本5件の審査については、議長を除く11人の委員をもって構成する令和5年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本5件の審査については、議長を除く11人の委員をもって構成する令和5年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決いたしました。

本会議を休憩します。

午前10時50分休憩

午前10時54分再開

- 議長（大野議員） 本会議を再開します。

日程第8、これより一般質問を行います。

質問は、通告順により行います。

なお、厚岸町議会会議規則第61条第5項の規定により、一般質問の時間は答弁を含め

60分以内です。5分前にはベルを鳴らし合図をいたします。

初めに、2番、室崎議員の一般質問を行います。

2番、室崎議員。

●室崎議員 先に提出いたしました一般質問通告書により、質問申し上げます。

2点あります。1点は、熱中症対策です。

急変する気候、体験したことのない暑さから、町民の命と健康を守るために、町はどのような施策を展開するのかお聞かせいただきたい。

2番目は、高齢者等の生活支援についてであります。

このたび、高齢者生活実態調査が行われたと聞いておりますが、そこから浮かび上がってくる課題と対策についてお聞きいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 2番、室崎議員のご質問にお答えいたします。

1点目の熱中症対策について、「体験したことのない暑さから町民の命と健康を守るため、町はどのような施策を展開するか」についてであります。熱中症は、高温多湿な環境に長時間いることで体温調整機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指し、めまいや頭痛、吐き気といった症状のほか、重症になると意識障害など生命に危険が及ぶ可能性もあり、高齢者や子どもなどは特に注意が必要とされています。

今年は、全国的に気温が高い日が続き、町内でも最高気温が30度を超える日が、8月30日現在で既に10日を数え、8月24日には熱中症警戒アラートが釧路地方に初めて発令されるなど、熱中症発症のリスクが高まっている現状にあります。

ご質問にある、暑さから町民の命と健康を守るための施策の1点目は、熱中症予防の普及啓発と注意喚起であります。

今年は、暑さが厳しくなった7月下旬から、数回にわたり防災無線やIP告知情報端末等により全町的な周知を行ったほか、熱中症警戒アラート発令時には、熱中症弱者と言われる高齢者・障がい者・子どもに関わる施設や事業所への個別の情報提供を行い利用者の安全に努めてきました。

熱中症の対策としては、まず、「危険性」と「症状」について理解し、正しい「予防方法」と「処置方法」を身につけることが必要と考えますので、今後も、防災無線やIP告知情報端末のほか、ホームページや広報誌等により、正しい知識や情報に加え、相談窓口などについて広く周知を図るとともに、子どもや高齢者など、特に熱中症のリスクが高い方が集まる施設や事業所への情報提供と注意喚起を引き続き実施してまいります。

2点目は、町有運動施設の利用に関する対策であります。

8月下旬の熱中症警戒アラート発令時には、保健福祉総合センターあみか21の健康増進室を利用中止にするなど、運動時の熱中症対策を講じました。

今後も、暑さ指数や熱中症警戒アラートなどの指標に応じ、利用者の安全を第一にし

た利用の規制や注意喚起などの予防的な対策を講じてまいります。

3点目は、町有施設における冷房設備の整備の検討であります。

町有施設のほとんどは、今年のような暑さを想定していないことから、冷房設備を備えた施設は限られているのが現状であります。

熱中症のリスクが高い高齢者が生活する施設である特別養護老人ホーム心和園には、町が保有する大型扇風機の貸出しを行いました。保育所においても大型扇風機による換気などに加え、定期的な水分摂取、保育内容や時間帯の臨機応変な変更のほか、子どもの体調確認をこまめに行うことや、年齢に応じた健康管理を行うなどの対応をしていますが、乳幼児を含む子どもの熱中症のリスクが高いことから、保育所や児童館、子育て支援センターについては、滞在時間や利用者の年齢など優先順位を考慮しながら、速やかに冷房設備の設置を検討してまいります。

4点目は、組織的な熱中症予防の取組に向けての検討です。

国は、熱中症対策の一層の強化として、改正気候変動適応法に基づく「熱中症対策実行計画」を令和5年5月に取りまとめており、この中において地方公共団体内における熱中症対策を担う全ての部局間の連携が重要であるとしております。

当町におきましては、今年度は組織的な取組は図られておりませんが、今後、各分野が連携した取組が必要であるため庁内体制の確立を進めます。

教育委員会における熱中症対策については、後ほど教育長から答弁があります。

続いて、2点目の高齢者等の生活支援について、「高齢者生活実態調査から浮かび上がる課題と対策」についてであります。当町では令和4年12月16日から令和5年1月31日にかけて「高齢者の生活実態調査」を実施いたしました。

この調査は、高齢者の生活に関わる地域課題の特定と、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」への反映を目的に実施したものであります。

調査方法は郵送方式で、700通のアンケート票を高齢者のいる世帯へ配布し、そのうち51.2%に相当する359人の回答を得たところであります。

高齢者の生活実態では、「一戸建てに住んでいる」が約90%であること、「昨年からの外出頻度が減っている、または、とても減っている」の回答が、一般高齢者では約44%、要支援認定者では約76%であること、さらには「新聞や町広報誌を読んでいる」では一般高齢者、要支援認定者ともに約90%であるほか、「スマートフォン、タブレットを使用している」が一般高齢者では約38%、要支援認定者では約18%と少ない中でも一定数が使用している状況であることなどが分かりました。

この調査結果から「浮かび上がった課題と対策」についてであります。大きく3つが考えられます。

1つ目の課題は、「要支援認定者の引き込み傾向の高さ」についてであります。

「ほとんど外出しない」と回答した割合は、一般高齢者では約10%で、要支援認定者では約37%と、両者に大きな差がありました。

要支援認定者が外出を控えている理由については、足腰の痛みや交通手段の乏しさを挙げた回答が多かった状況であります。

これに対する対策としては、要支援認定者に対する地域活動への参加のための送迎等の支援、デイサービスの利用による外出機会の提供、公共交通機関の利用促進などに取

り組んでいくことが必要と考えております。

2つ目の課題は、自治会やボランティアグループなど、地域活動への参加率の低さであります。

自治会や趣味のグループなどの地域活動への参加頻度を聞いたところ、ほとんどの高齢者が「参加していない」と回答しておりました。

しかし、地域住民による健康づくり活動や趣味などのグループ活動への参加意思を聞いたところ、「ぜひ参加したい」または「参加してもよい」と回答した割合が約46％であり、一定の参加意思があることが分かりました。

地域活動などへの参加がひきこもりや介護予防対策になるため、気軽に参加しやすい地域活動の発掘や周知など、既存の介護予防事業の枠組みにとらわれない、柔軟な事業の検討が必要と考えております。

最後に、3つ目の課題は、町の高齢者施策の周知方法についてであります。

今回の調査では、複数の設問から、日常生活において「除雪」に対するニーズが高いことが分かりましたが、町の高齢者等を対象とした福祉除雪サービスの認知度は、約40％であり、他の高齢者施策についても過半数の高齢者が制度を認知しておりませんでした。

これに対する対策としては、高齢者施策に特化したパンフレットの作成、福祉除雪サービスなど季節性のあるサービスについては、需要期の少し前に制度を再周知するなど、周知される側に立った、周知方法の更なる創意工夫が必要と考えます。

なお、今回の調査では、多くの高齢者が、町の広報誌や新聞を読んでいるとの回答を得ており、高齢者に関わる既存事業の再周知や新規事業の周知などの際には、この結果を念頭に置きながら進めたいと考えております。

今後、これら調査の結果を踏まえ、次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定を進めてまいります。

私から、以上であります。

●議長（大野議員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） 私からは、1点目の「熱中症対策」について、教育委員会が所管する施設の施策の展開についてお答えいたします。

初めに、町内小中学校の「熱中症対策」についてであります。これまでの対応といたしましては、令和3年5月に環境省及び文部科学省が策定した「学校における熱中症対策ガイドライン」中の「熱中症の予防策」を参考に、健康観察の徹底のほか、小まめな水分補給など、各学校の実情に合わせて対応してまいりました。

鉦路・根室地方で初の熱中症警戒アラート発令となりました、本年8月24日は、屋外での活動を中止したほか、体育の授業を他の教科へ変更し、中学校においては、部活動を中止するなどの措置を実施したところでございます。

厚岸町教育委員会では、本年8月に「厚岸町立小中学校における熱中症対策ガイドライン」と「熱中症予防フローチャート」を策定したところであり、今後は「暑さ指数（WBGT）」を基準とした運動・行動の指針にもとづき、適切な学校生活・学校教育

活動が実施されるよう、学校及び保健福祉課と連携しながら熱中症対策を適切に実施してまいります。

また、北海道の夏は、これまで比較的過ごしやすい気候だったことから、北海道の公立小中学校における冷房設備の設置率は、令和4年度時点で普通教室にあつては16.5%と低い状況であり、当町の全ての学校においては冷房設備の設置には至っておりません。

冷房設備の設置には多額な費用を要するところではありますが、今後は、当町においても厳しい暑さが繰り返される可能性もあることから、児童生徒や学校職員の健康維持のため、冷房設備の設置について検討してまいります。

次に、B&G海洋センターの体育館や屋外のパークゴルフ場などのスポーツ施設についてであります。利用者への熱中症予防啓発として各施設の入口や受付等に熱中症に関する注意事項や、日本スポーツ協会が定める「熱中症予防運動指針」の暑さ指数を掲示して、警戒レベルに応じた対応を取っているところでもあります。

また、定期的にスポーツ施設を利用する団体については、個別の連絡先を把握しておりますが、今後については熱中症警戒アラートの内容を利用者自らが受信できるよう、スマートフォン等の設定を行っていただくよう要請するとともに、施設側から利用者へ一斉に周知する体制の構築を進めてまいります。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 まず、熱中症からお聞きいたします。

通告書にも書いておきましたが、まさか厚岸で熱中症の話を議会で議論しなければならない事態になるとは夢にも思いませんでした。それだけ我々にとっては急激に気候が変わって、今年の夏のような状況になったということは全くそのとおりだと思います。

町長の答弁の中にもありましたとおり、体制づくりだとか何だとかではまだまだこれからというような言い方をなさっていましたが、これについては私も今年初めて予想もしないものに遭遇したということで、全てがこれからということは否めない事実だろうと、そのように思っておりますので、これから私の話をすることも、これからの話ということが中心になりますので、よろしくお願いしたい。

それで、熱中症というのはいろいろなもので読みますと、暑さによって体の変調を来す症状の全てを言うというようなことです。この症状が熱中症で、この症状は熱中症ではありませんとは言えないのですよね。そういう中でなのですけども、まず第一に、当然答弁の中でもそれはおっしゃっていましたが、町民に対する情報の伝達、要するに町民一人一人が熱中症って何なのか。そして、どのようにすればそれを避けることができるのか。それを正しく理解していくことが必要だと思うのです。

それで、ホームページも見せていただきましたが、どうも話が抽象的に終わっている。それで一例をお聞きしますと、小まめな水分補給というふうにホームページでも書いてあるし、たしか防災無線でもおっしゃったと、言っていたと思うのですが、小まめな水分補給とは具体的にどれぐらいの時間を置いて、どのぐらいの水分を取ればいいのか、お聞きします。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

一般的な、うちでいきますと厚生労働省等からの通知ですとか、それから各施設等における予防的な資料等の中に、具体的に、例えば何時間おきにどれぐらいの水量を補給する、年齢別に何cc程度というような具体的なものを確認してホームページへ記載したということではありません。一般的な予防として、通常よりも小まめに水分補給をしていただきたいというような意図の掲載というふうに認識しております。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 こんなことであまり時間取りたくないのだけれども、例えば熱中症になるような気候になっても気をつけてください、何とかアラートが出ました、気をつけてくださいと、100遍繰り返したって、それでは受け取るほうは何をしていいかわかりませんよ。具体的に示していかなければならないでしょう。

そうすると、私が聞いて私が言うのはなんだけれども、このホームページを見ましたら、町独自のものというのはほとんどなくて、国が出したパンフレットをそのままべたっと貼ってあるだけなのですよね。それを子細に見ていったら、その中に熱中症予防行動を実践しましょうといって、これ、ペンギンかな、それが水飲んでいる絵が描いてありまして、そこには小まめに水分補給をしましょう、1日当たり1.2リットルが目安というふうに書いていました。要するに1時間にコップ1杯の水は飲んでくださいということでしょう。そういうようなものを、それは多過ぎたら即体に悪いとか、そういうようなものではない、本当の目安だと思いますが、こういうことを具体的に言っていかなないと、町民の行動を変えていくということにはなりませんよ。

それから、例えば子どもを自動車の中に冷房をかけて置いていく。寝ているから起こして買い物に連れていくのかわいそうだと寝かしておいて、あわやというようになったことが全国で起きていますが、そういうようなものは具体的に示しなさいということとは、先ほど教育長の答弁だったかな、ちょっと忘れたが、町長の答弁だったか忘れたが、国がこんなものを出していますという行動指針ガイドラインみたいなものの中にもはっきり事例を挙げて書いていますよね。だから、そういうようなことを具体的にこういうふうにしてくださいということが大事だと思うのです。

それで、今その話には深入りしませんので参考までに言っておきますが、まず、個々具体的な論点に入る前に、基本的な考え方として押さえておきたいのは、そういう事態が来る前に体をつくっておかなければならない。体調が悪ければ熱中症になりやすいですから。というような意味では、体調管理ということになるのだろうと思うのですが、これは保健指導の問題だと思うのです。と同時に、何とかアラートが出るような事態になってきたときは、これは災害対策の問題ではないかというふうに私は考えるのですが、町としてはそういう考えはありますか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

先ほどの具体的な部分につきましては、十分研究させていただいて、具体的に表現できるようなことを研究していきたいと思います。

予防のことにつきましては、おっしゃいますとおり、日頃からの健康を維持する活動を行う、免疫力を上げるですとか、それから体力をつけておく、夏に向けての食事ですとか、生活の形態ですとか、そういった一般的な保健予防活動の一つかなというふうに捉えております。

また、今回、北海道全域で、先行地区では初めて熱中症警戒アラートが発表されたということで、私たちも急遽、改めてこれを見直して、びっくりした状況で対応したというのが実態でございます。当然、これまで他の地域においては発令されておりまして、これに対する対応そのものはニュース等においても聞き及んでいた部分で、まさに自然災害に匹敵する緊急事態というふうに捉えております。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 保健指導だけではなくて、災害対策という観点を入れてお聞きしておきます。

熱中症で亡くなる方が1,000人を超えていると。80%が高齢者だというようなデータも出ていますね。そういう中で、熱中症の危険信号、こういうようなものがあつたときは、まず熱中症を考えなさいというようなことをきちんと町民に分かるように伝えていかなければならない。それから、熱中症が疑われるときに、まず何をしたらいいのか。これもきちんと伝えていかなければならない。その情報の伝達なのですが、それについては現在の厚岸町の現状というのは、自己評価でどういうふうに考えていますか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 現状ということでお答えさせていただきます。

現状でいきますと、これまで今年のような暑さが継続したということが想定されない範囲で、これまで行ってきた経過という状況となります。一般的な予防対策等の周知を行う。それから、特に夏場、熱中症があるというのはこれまでも一般的な予防として周知を行っておりましたので、こういった部分につきましては、一般的な防災無線ですとかホームページへの掲載。それから、これまで一つ目安になっていたのは、食中毒警報というのが数回出されております。これは気温が28度以上、湿度等も関連しまして、例年でいきますと2回程度から、多いときで6回程度、発令したことがございますので、これに関連して事業者等において食中毒の啓発を行ってきたという経過がございます。現状では行っていませんが、こういったものも今後活用したいと考えておりますが、現状ではまだ活用していないという状況でございます。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 あと何分くらいありますか。

(「31分」の声あり)

●室崎議員 分かりました。

例えば、熱中症の危険信号というのはこういうものなのだ、あるいは疑ったときには、まず何をすべきかと。1度、2度、3度というふうに段階もあるようですし、そういうようなことについては、詳しくいろいろなところに出ていますよね。そういうものが町民にきちんと伝わらなければ駄目ですよね。理解してもらわないと駄目ですよ。そのために何をするかということだと思う。

どう伝えるかという話で言いますと、一番緊迫した状態というのは、8月24日のような熱中警戒アラートが発表された場合ですよね。そのときに、各自はどういう行動を取ったらいいいのか。これについてもいろいろあると思いますので、きちんと伝える方法を考えていただきたい。

それで提唱するのですが、一番危険な、この熱中症にかかりやすい、いわゆるリスクの強いというのですか、リスクが高いというのですか、人は分類すると高齢者、乳幼児、病人だと、こういうふうに言われていますね。それは間違いないですね。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お話のとおりです。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 高齢者にどう伝えるかという問題がまずあると思うのです。見ていきますと、専門家もそういうふうに言っていますし、また既にそういうことが行われている自治体もあるのですけれども、高齢者には個別対応、個別訪問をして、状況を聞き取って、なおかつ丁寧に説明すると、そういうことが必要だというふうに言われています。印刷物を出しても、ホームページに載せようと、見てもらわなければ、聞いてもらわなければどうにもならないわけですから。この点、そういうようなことを含めて考えていますか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 高齢者につきましては、これまでも一定の周知活動を行う際に、いろいろ検討してきた経過がございます。特に一般的な周知では届かない高齢者等に対して、例えばですが、アンケート調査等については個別に訪問するですとか、実態把握をする際にも、最終的に連絡の取れないところは訪問するというような手段を執るしかないということも認識はしております。それから、時間的余裕のある周知という

部分では、各訪問するですとか、そういったことが一定の作業の中で行えるというふうには考えられますが、例えば明日までですとか、今日に対してというところで即座に行うというところでは、なかなか訪問等というのも、手段等は現在なく、できないというようなのが実態かなというふうに考えております。

●議長（大野議員） 2 番、室崎議員。

●室崎議員 担当者一人で全町回れと言っているのではないのです。どうやって伝わるような体制をつくるかという話です。その点をご検討いただきたい。

熱中症が起こる要因としては、体、環境、行動、この三つの素因が複雑に絡みあって起きるのだということと言われています。それで行動の観点からお聞きしますが、今年、熱中症で搬送されるということがやはりあったようで、そういう話をちらちら聞くのですが、仕事の上で、かんかん照りであろうが、アラートが出ようがやらなければならない立場の方はいますよね。昆布干場での作業だとか、牧草地での作業だとか、あるいは炎天下で作業や行事を行う人たち、こういう人たちについては環境のほうから非常にリスクが高くなってくるわけです。そういうお仕事や、そういうことについている方たちに対する注意喚起、そういうものはどういうふうに考えていますか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 今年度につきましては、取組ができていないというのが現状でございますので、熱中症対策につきましては、これまで一般的な予防啓発ということとどまっていたというのが現状でございます。

今回、この事態になりまして、改めて他地域のこと、それから国の今回の熱中症に関する計画の中で調べられた範囲でいきますと、町長の答弁の中にも最終的には組織的に庁内の、役場内での組織的な連携を取った対策を行うということが明記されておまして、この中で労働者につきましては、所管する各課、各分野、年齢層、いろいろ違いがある中での危険性、それから啓発、呼びかけ等についても、こういった対策、組織的な対策の中で取り組むべきと現在は考えているところでございます。

●議長（大野議員） 2 番、室崎議員。

●室崎議員 その組織的な対策なのですからけれども、例えば今挙げた中で昆布干場での作業だとか、それから牧草地の作業だとかを考えると、産業団体である漁協や農協との連携、そういうものが非常に必要ではないかと思うのです。役場として役場部内での組織づくりももちろん大事なのですが、そういう町の産業団体あるいはイベントで考えると、今度はイベントの主催者というようなことになりますけれども、そういうような関連する団体だとか、そういうところと、あるいは事業主、そういう人たちと一緒にあって、熱中症による事故を起こさないようにするためには日頃からどうしたらいいかという、そういう組織と言いますか、協議と言いますか、そういうものを行っていく必要が

あるのではないかと、そのように思いますけれども、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

実は、今回、こういった状況になったということで、改めて消防のほうにも、ちょっと情報提供いただきました。救急搬送された事例等の詳細、分かる範囲で確認をさせていただきました。救急搬送された今回の部分では、一応9件ほどありまして、そのうち6件ほどが65歳以上の高齢者、あとは40代の方が2人ほど、10代のお子さん、これは実は7月の中旬ということで、気温ではなくて運動の際にということだったようです。ですので、今回の気温の高い時期の救急搬送ではなかったのですが、気温が高い中で40代、いわゆる労働現場での熱中症というのも確認されております。こういったこと、それから高齢者につきましては、やはりエアコンが付いていないということもありまして、これは屋外ではなくて、自宅において症状が発症しているということも救急隊の詳細な記録の中から確認をすることができました。

こういったことを踏まえまして、先ほどお話をさせていただきました各役場内での各課連携をする部分、これは、例えば高齢者でいけばうちの保健福祉課、災害時ということで行きますと危機対策、それから学校では教育委員会、それから労働系につきましても農業者、漁業者と関連する部局がございますので、そういった各課を含めた部分から関係団体、事業者、事業所等の連携を行って取り進めたいというふうに考えております。

今年度につきましては、これ以降30度を超えるというのは、まず落ち着いた状況かなというふうに思っておりますので、来期、暑い時期にかかる前に、こういった体制づくりと、連携が図れるように進めていきたいというふうに考えているところでございます。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 次に、ハード面についてお聞きしますが、テレビを見ても、それからいろいろな専門家の話を聞いてもエアコンという言葉が出てくるのですよね。我が家、何年まになるのかな、平成2年頃に建てた家ですが、我が家が建った頃にエアコンの付いている家というのは、よほど富裕層の家で、普通の家にはエアコンなんてものはなかったです、厚岸では。ほとんどなかった。今あるの当たり前になりましたよね。我が家も今年付けようかなと思ったけれども、今度付ける場所がないとか、いろいろなことを言っているうちに今日に至っていますが。そういうわけで、このエアコンに対する評価というのは、町の評価は随分変わってきたと思うのですが、町ではエアコンというものをどのように評価していますか。必需品として考えているのか。コストパフォーマンスというのか、高いものですから。あそこまでの必要はないだろうというふうに評価しているのか。このあたりはどうでしょうか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（早川課長） ただいまのお話のとおり、現在、この地域、厚岸町におきましては、家庭においてもエアコン、いわゆる冷房設備の設置の率はまだ低いのかなと。さらには公共施設、厚岸町に関連する公共施設においての冷房設備の設置というのはほとんどないという実態でございます。

その中で、今回こういった事態を迎えまして、やはり考えられるのは、冷房設備がないと健康被害を防ぐことができない場面があるのではないかというふうに考えております。少なくとも一定の、多額の費用がかかって、全ての施設に対して設置をするということは安易にまだできるという状況ではございませんが、少なくとも、先ほどお話がありました、例えば高齢者ですとか、子ども等、優先順位等考えながら、そういった冷房設備の必要性が高いというふうに考えております。

- 議長（大野議員） 2番、室崎議員。

- 室崎議員 随分慎重な言い回しをなさいましたけれども、具体的にお聞きします。生活保護家庭で自動車を持っていると、問題があるというような話を昔は聞いたことがあるのですが、今はどうなっているか知りませんが。エアコンを設置していた場合、生活保護家庭がですよ、この場合には問題になるのですか。

- 議長（大野議員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（早川課長） 生活保護におきましての冷房設備ですが、現在一般的には、というのは、生活保護そのものにつきましては、詳細の許可、それから事例に対応する部分につきましては、各福祉事務所を設置する地方公共団体、ここで言うと北海道、釧路市で言うと釧路市が……。

（「簡潔にお願いします」の声あり）

- 保健福祉課長（早川課長） それぞれ認めることになっておりまして、一般的には現在付いている設備につきましては維持は認められるというふうに聞いております。新たに付けるというのを対象にしているというのは、ちょっとこの地域では、対象になるというふうには聞いておりません。

- 議長（大野議員） 2番、室崎議員。

- 室崎議員 生活保護の家庭でもって、今付けようとする、いろいろ問題が出る可能性はあるということですよ。それから、病院、町立病院、ここではエアコンの設置はどういうふうになっていますか。

- 議長（大野議員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 町立病院につきましては、今病棟と2階の老健の病室、それぞれの各部屋についてはエアコンは設置しておりませんが、それ以外については、ほぼほぼ付いているような状況になっております。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 一番大事なのは病人の寝ているところではないのですか。温度の暑くならないようにする、気を遣わなければならないのは。医局だとか、職員の休憩所とか、そういうところは順位からいったらその次ではないのですか。病室には付いていないのですね。

●議長（大野議員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 各病室には付いてございません。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 町長の答弁の中で、恐らく推測されるのですが、心和園、これは建物全部を、あの施設全部を概括的にお聞きしますが、心和園ではエアコンは付いてないのですね。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 心和園には冷房設備は付いておりません。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 先ほどのエアコンの町の評価、非常に何か回りくどい言い方でなかなかつかみづらいのだけれども、それをお聞きすると、こういうところにはやはり早急に付けていく必要があるというふうに思うのですがいかがでしょうか。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをいたします。

今、エアコンの話が出ているわけでありましたが、これは私自体は重要なものと考えております。以前はあまりエアコンという知識はございませんでした、必要の。窓を開ければ涼しい風が入ってくるのだという程度の話であったわけでございまして、今年のようにこのような高温続きの日々が続くというのは、誰しも予想しなかったわけでありまして。そこで今、エアコンの重要性というものが出てきたわけでありましたが、私といたし

ましては経費のことを考えなければいけません。直ちに進めますというご回答を申し上げたいところではありますが、今調査をしなければならないと思っております。既に指示をさせていただいたわけであります。保育所、小中学校、そしてまた役場庁舎等々のエアコンの重要性と認識の上で、どの程度の経費が必要になってくるのか。というのは、エアコンと言ってもいろいろなエアコンがあるわけであります。それぞれのエアコンの設置場所等も考慮しながら、どれぐらいの数が必要であり、また経費が必要であるかということを調査をし、順次進めてみたいと、設置を、そのように考えておりますが、とりあえずは、やはり保育所、小中学校ということになるかと思っておるわけであります。

以上であります。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 教育委員会にお聞きします。今回、警戒アラート、8月24日に発令されましたよね。指数33というふうに聞いていますが、そうでしたか。指数が幾つだったのか、そしてそれは何を意味するのか、教えてください。

●議長（大野議員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

熱中症警戒アラート出たときで、一番高かった暑さ指数というものについては30.8というふうに我々押さえております。それは午前の11時ということでありました。それが最高ということで認識しております。

その暑さ指数でございますけれども、熱中症警戒アラート出たときでもあるのですが、暑さ指数というものが環境省のほうでお示しされておりますが、30.8というのは、暑さ指数で言うと嚴重警戒という警戒レベルになります。それについても10分から20分おきに休憩を取りながら、また、10分から20分おきに水分補給をということの区分になっております。

また、その場にいる活動の人数、生徒の状態を常に把握をするといったレベルと言いましょうか、そのようになっております。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 すみません、答弁時間がないので端的にお願いします。

先ほどの教育長の答弁をお聞きしていますと、この後、要するにこういう状態になったときにはこうするというような基準をきちんとつくっていくのであろうということは伺われますので、それはもうきちんと進めていただきたい。

それともう一つ、設置するものにクーラーの話なんかもあります。地域によってはミストシャワーなんかを付けているところもありますよね。そういうものも含めてなのですが、熱中症指数計というようなものは各学校に設置する考えはありますか。

●議長（大野議員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） 熱中症の対策でありますけれども、教育委員会においては熱中症対策ガイドライン、これを作成しております。これに基づき、学校において、どのような対応をするかとか、あと統一のものを作成をしたいと考えております。

あと、指数計の関係であります。今年度中、もう既に熱中症の指数計あるところもあるのですけれども、ない学校もありますので、それについては整備をしたいと考えております。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 高齢者の生活支援の時間がなくなってしまって、本当に申し訳ない。ごくかいつまんでお聞きしますが、結局よく担当者分かっているというふうに思います。町長の答弁を見ても問題点をきちんとおっしゃっていますが、一つ指摘しておきたいのは、こういう調査は福祉課が行います。そして、これはこの後の高齢者保健計画や介護保険計画事業のもののためであるということになりますと、そこで出てきた課題も何も全部その範囲に押し込められてしまうのですよね、えてして。だから、福祉課が後はやればいいのか。でも、ここに出てきた問題はそうではなくて全庁的なものだと思います。特にお年寄りが萎えてくる、コロナ以来。人と会わないためにどんどん弱っていく、そういう状況がこの調査の中でもはっきり出てきています。そうすると、どうやってお年寄りが一番元気になる方法だとよく専門家が言う、人と会うための機会をつくるかということだと思うのです。そのためにはやはり福祉課単独で奮闘するのではなくて、庁内の関連各課みんなが一緒になってやらなければならないと思います。

例えば、そういう人たちが出てきて、人と会うための機会をつくるために、やはり活躍してもらわなければならないのが自治会だとか地域です。そうすると、それに関連するやはり課のほうも一緒になってやらなければならないと思います。そういうものを活発に進めていただきたい。例えば、食事会みたいなものを、せめて月に1回ぐらいずつどんどん行っていくだけでいいわけです。何か特別の講演をやったり、何かをやったりしなければならないというふうに考えがちなのだけれども、そんなものはめんどくさくていけないのです。そういうことをお願いしたい。

それからもう一つは、この調査の中で大きな数字が出てきた困りごとは除雪です。これは、今高齢者がそのときになったら高齢者用の除雪支援サービスがあるから、それをもっと知ってもらいたい、それはそれで結構です。ただ、これ聞いていると、町の人たち、高齢者でない人でもみんな困っているわけです。それは除雪車が走ると家の前に重たい固い雪の土手ができるのです。これ、手でもってこれを排除するの大変だという声がびっしり聞こえてきます。そうすると、こういう高齢者何とか計画だとか、介護保険何とか計画だとかの枠を超えて、全町的な中で除雪のやり方、特に家の前の土手、これをどうにかできないのかということとは町全体の大きな課題として考えていくべき問題ではないのかと、そのように思います。そういうものが、ここに大きな数字になって出て

きているのではないかと、そのように思いますが、この2点についていかがでしょうか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 浮かび上がった課題等に対しての部分が、分野としましては高齢者、ただ、実施する内容としては生活に密着した部分ということでは、福祉に関係する部分、それから関係団体だけでは対応できない部分はおっしゃるとおりかと思います。例えば、外出する機会として、これまでも、例えば福祉バス回数券が町民課と連携した中で町内循環バスみたいなものに施策展開ができるですとか、そういったこれまでの取組もございます。そういったことも各課連携した中で、各課題に対応できるように進めていきたいというふうに考えております。

この調査結果につきましては、実は庁内での共有をまだ図っておりません。分析自体がまだ確定をしておりますので、もう少し分析した中で、各課共有して取り進めたいというふうに考えております。

また、除雪の部分につきましても、一つは郊外の除雪につきましては、私有地がかなり、家までの距離が長いということで、自分たちで除雪できない部分につきましては建設課と連携しまして、道路除雪の一環として大型のグレーダーで玄関先というか、道路を、私有地までも除雪してもらっているとかというような実態もございます。こういったことも現状と、それから連携、それからこの課題も見ていただきながら、各課で連携していきたいというふうに考えております。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 よろしく申し上げます。私が言ったことがそのとおりにやらなければ駄目だなんてことは言ってませんから。ご検討いただきたい。

特に、あえて指摘しておきますが、実は今言ったような、特にお年寄りが元気でいなければならない、いてほしいという問題は、これは町民個々人のＱＯＬと言うのですか、健康寿命という言葉もあるようですが、そういう点から言ってもまさに大事です。一人一人の、元気で長生きするというのとは一番の幸福ですから。ただ、と同時に、今度町側で考えれば、介護保険の給付費だとか、あるいはそれに類するいろいろな給付費がありますよね。そういうものの持ち出しが少しでも少なくなるということは、町の財政にとっては非常にありがたいことなわけです。介護保険が始まったときから、卵焼きの白身という話がありました。要するに、元気でいる年寄りが萎えてきて、介護を必要とするようなところに落ち込んでいくことを少しでも送らせるためにどうしたらいいかということで、それはまさに町の財政そのものを助けていく大きな一つの施策なのですよね。そういう観点から考えていただきたい。よろしく申し上げます。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

今回のアンケート調査ですが、私は高い数字だと思っています。51.2%、普通は大体30%代なのです。しかも今日、高齢者が増えております。総人口に示す高齢者率というのは36%であります。非常に高くなっているわけでございます。今回の調査というのは、そういう意味でも極めて意義深いものがあるだろうということで、先ほど私の答弁においては三つの課題を上げたところであります。ご承知のとおりだと思います。それぞれ重要な一つの課ではできない課題があるわけでありまして。全庁的なことはもちろんであります。そういう点で、予防と言いましょうか、元気なお年寄りがいるという社会、これは重要なことであり、快適な世の中をつくるということも重要であります。今後、貴重なご意見でありますので、前へ進めるように全力で頑張っていきたい、そのように思いますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（大野議員） 以上で、室崎議員の一般質問を終わります。

昼食のため、休憩いたします。

再開は、午後1時といたします。

午前11時54分休憩

午後1時00分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開します。

次に、7番、南谷議員の一般質問を行います。

7番、南谷議員。

●南谷議員 第3回定例会にあたり、4項目について一般質問いたします。

初めに、熱中症対策についてであります。

熱中症対策につきましては、2番、室崎議員、そして、1番、竹田議員からも質問が提出されております。両議員におかれましては、なるべく重複しないようにと考えておりますが、もし重複いたしましたらお許しを賜りたいと存じます。

8月22日正午頃、伊達市元町の伊達小学校の2年生が体育直後に熱中症で倒れ、お亡くなりになりました。幼いお子様の将来の夢や希望も何もかも全てを失ったご遺族の心中、いかばかりかと思えます。お亡くなりになりましたお子様のご冥福と、ご遺族に心より弔意を表します。

今年の夏の猛暑は誰もが周知のとおりであります。本町の小学校の熱中症対策はどのようなになっているのか説明をしてください。

本町で熱中症対策は無縁と思っておりました。8月25日、熱中症警戒アラートが発表されました。今、全道的に小中学校の熱中症対策で教室にエアコンの導入が求められています。厚岸町はどのように考えておられるのか質問いたします。

私は町有保育所にエアコンが必要と考えます。現在、しんりゅう保育所で0歳保育施設、厨房、病気静養室に冷房を完備しておりますが、各保育所、1歳児以上の部屋に冷

房はありません。幼児ほど熱中症に対応能力がなく、早期に対策を講ずるべきと考えますがいかがでしょうか。

ヒグマ対策について質問いたします。

オソ18が7月30日、オクタパウシ放牧地で駆除されました。この内容を説明してください。

また、今後、第のオソ18が発生しないよう、どのような対応をされるのか質問いたします。

さらには、今年のあつけしあやめまつりは熊の目撃が相次ぎ、中止、再開、中止と翻弄されました。

熊出没の風評被害で、あやめまつりが衰退するのではと憂慮されますが、その対策はどのようにされるのか、お尋ねいたします。

3項目目です。コンキリエの水族館について質問いたします。

8月下旬、水族館の魚を見に行きました。そうすると、黒ガレイとソイの各1匹が泳いでいました。各地からせっかくコンキリエに来た人に申し訳ない気持ちになりました。子どもたちが楽しめる水族館にしてください。

4項目目です。翔洋高校について質問いたします。

翔洋高校は昨年度、全国の水産関連校で唯一マイスターハイスクール（次世代地域産業人材育成刷新事業校）に指定されました。

地域の未来をつくるマリン・イノベーターの育成やIT導入による持続可能な地域社会の創造をテーマに掲げ、委員会が設立されました。

委員会設立1年を経過し、この事業の成果と課題について説明してください。

事業の推進に当たり、役場、漁港、漁業者、関係機関が連携し、高校生が漁業に理解を深め、魅力が持てる取組が必要と考えますが、どのように取り組んでいかれるのかお尋ねいたします。

翔洋高校に若潮寮があります。玄関から250メートルくらいの山際にあるアクセス道路は昼でも木立が生い茂り、暗く、夜間は寮生が通るのに不安を感じています。木立の枝払いをし、新たに街灯の設置が必要と考えますがいかがでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 7番、南谷議員のご質問にお答えいたします。

1点目の熱中症対策についてのうち、（1）のご質問については、後ほど教育長から答弁があります。

私からは、（2）のご質問についてお答えいたします。

（2）の「町保育所の1才児以上の部屋にもエアコンが必要と考えるが」についてありますが、今年は、全国的に気温が高い日が続き、町内でも最高気温が30度を超える日が、8月30日現在で既に10日を数え、8月24日には熱中症警戒アラートが釧路地方に初めて発令されるなど、熱中症発症のリスクが高まっている現状にあります。

保育所における熱中症の予防対策としては、施設の換気やサーキュレーター、大型扇風機による室内の温度管理、子どもの体調確認をこまめに行い、定期的な水分摂取、散

歩や外遊びなどの保育内容や時間帯を臨機応変に変更するなど、年齢に応じた健康管理を実践しています。

これまでは、これほど暑い日が続くという想定がなく、冷房設備について重要視してこなかったところですが、今年の暑さが、来年以降も続く可能性もあることから、保育所だけではなく、児童館や子育て支援センターについて、優先順位を考慮しながら、速やかに検討をまいります。

続いて、2点目のヒグマ対策についてのうち、(1)の「オソ18が駆除されたが、この内容と今後どのような対応をするのか」についてであります。7月30日午前5時ごろ、釧路町オタクパウシの放牧地で鹿の駆除をしていた釧路町猟友会所属の捕獲従事者が、ヒグマ1頭を発見した際、人を見ても逃げなかったため、ヒグマ出没時の有害性判断フローに基づき、問題個体として捕獲したものであります。

捕獲したヒグマの体長は、2メートル10センチ、前足の幅20センチ、体重330キロ、非常に痩せた状態で手足に皮膚病、顔に4か所の新しい傷がありました。

釧路町では、捕獲当初は、オソ18とは考えていませんでしたが、後日、オソ18の可能性に思い至り、捕獲個体の試料について、8月10日に標茶町を通じて道立総合研究機構にDNA検査を依頼したところ、18日に、同研究機構の分析により、オソ18のDNAと一致した旨、週明けの21日に標茶町から釧路町へ伝達されております。

厚岸町では、22日にこれらの情報を入手し、釧路太田農協から組合員へオソ18が捕獲されたことを全戸周知するとともに、北海道猟友会厚岸支部へ情報提供したところで、同日午後3時に釧路総合振興局が報道発表をしております。

今後は、オソ18のような個体が発生しないよう、北海道や道立総合研究機構、猟友会などの関係機関と連携し、ヒグマの出没状況に応じて、自動撮影カメラやヘアトラップを設置してヒグマの行動把握に努めるとともに、有害性判断フローに基づき、問題個体と判断したヒグマについては、銃器や箱わな設置などにより捕獲を進めてまいります。

また、9月2日からは、秋のヒグマ注意特別期間を迎えます。

厚岸町鳥獣被害対策実施隊によるパトロールの強化や広報誌掲載のほか、出没場所にに応じて速やかに近隣自治会へ連絡するとともに、防災無線や、IP告知情報端末により全町民周知のほか、熊出没注意看板の設置などを行ってまいります。

次に、(2)の「あやめまつりが熊の目撃が相次ぎ、中止、再開、と翻弄された。風評被害で、あやめまつりが衰退すると憂慮されるが、その対策は」についてであります。今年の「あやめまつり」は、6月24日から7月2日までの9日間開催する予定でしたが、7月1日、あやめヶ原サービスセンター付近で、子熊1頭が目撃されたことから、その日の夕方からあやめまつりを中止にいたしました。

あやめヶ原周辺では、今年に入ってから熊の目撃が15件寄せられており、そのほとんどが道道123号別海厚岸線沿いでのものですが、この道道からあやめヶ原駐車場に至る経路で熊が目撃された場合は、来園者の安全確保のため、施設を一定期間、閉鎖している状況にあります。

近年は、熊の目撃が増加していることから、注意喚起を促す掲示板の増設や、熊除けの鈴の無料貸出しのほか、熊目撃に関する情報提供を行い、来園する観光客の皆さんに、過度な不安を与えないよう対応を図るとともに、有効な対策について、今後も検討

してまいりたいと考えております。

続いて、3点目の「コンキリエの水族館を子どもたちが楽しめる水族館にすべき」についてであります。昨年、水族館の設備である「海水用循環ポンプ」及び「冷却器室外機」に故障が見つかり、現在、これら設備の更新工事を行っております。

このため、海水温度を一定に保つことが困難なことから、魚の数を減らした状態にしておりますが、来館者に対して、説明がされていなかった状況にありました。

このため、早速、来館者の誤解を招くことがないように、魚が少ない理由を示すよう、指示したところであります。

なお、設備の更新工事終了後は、今までどおりの展示を行ってまいります。

続いて、4点目の翔洋高校についてのうち、(1)、アの「マイスターハイスクール運営委員会設立から1年が経過した。事業成果と課題は」についてであります。マイスターハイスクールとは、文部科学省のモデル事業で、専門高校改革の一環として、地域の産業と自治体が一体となった新しい教育の仕組みをつくり、近年の産業構造の変化に対応した高校改革を促進するための取組で、令和4年度から3か年間、翔洋高校が指定校になったところであります。

1年目の事業成果として、同校からマイスターハイスクール運営委員会に示された3点の成果は、1点目は水産資源の持続化の視点から、「海の見える化」「水産資源の見える化」に向けた取組として、塩分・水温センサーを厚岸漁港内に、流速・水温センサーを厚岸漁港外にそれぞれ設置し、タブレットやスマートフォンによるリアルタイムのデータ収集や解析に係る学習を行い、その成果を一部ではありますが、漁業者への情報提供という形で、本事業の意義を理解していただくことができました。

2点目は、漁家経営の持続化の視点から、はこだて未来大学の和田教授による職員研修やインターナショナルシーフードショーにおいて、企業や関係機関との情報交換により、スマート水産業への理解を深めることができました。

3点目の地域産業の持続化の視点から、料理レシピの開発を通じて、水産物の栄養価や地元食材に対する関心、理解を高めることができたことと、地域への愛着や後継者意識の醸成といった成果が得られたことであります。

一方、課題としては、1点目として、教職員のスマート水産業に関する一層の勉強が必要であり、機器の活用法やデータを実際の業務に取り込む手法といった技術習得の必要性があること。

2点目として、地域漁業者の理解と協力を得ながら共に取り組んでいく体制の構築が必要であること。

3点目として、メニューやレシピの更なる改良と、生徒の作ったものを商品化、実用化するため、関係機関や企業との連携・協力が必要不可欠であることであります。

次に、イの「役場、漁協、漁業者、関係機関が連携し、高校生が漁業に理解を深め、魅力が持てる取組が必要と考えるが町の取組は」についてであります。翔洋高校は、町内唯一の水産学科を有する高校であります。

この地の利を活かし、将来のスマート水産業を牽引し、卒業後も地域産業に貢献できる次世代人財育成に向けた中核拠点となるよう、今後とも学校存続に向けた施策はもとより、持続可能な漁業経営のための基盤整備を進め、高校生が将来の漁業に希望が持て

る環境づくりに努めてまいります。

次に、（２）の「若潮寮へのアクセス道路が暗く、木立の枝払いと新たな街灯の設置が必要では」についてであります。ご質問の道路は、「町道寺通り」で、他の町道と同様に草刈りや道路補修などの維持管理を町が行っています。

ご質問にありますとおり、一部の区間は、私有地からの木立から伸びた枝が多く密集し昼間でも薄暗い状況にあります。

この「町道寺通り」には、オーバーハング型の街灯２基と防犯灯４基が既に設置されているため、現在は新たに街灯を設置する予定はありませんが、一部の街灯と防犯灯が道路にせり出した木立の枝により光が遮断され、その役割を十分に果たせていないことから、枝払いを行うことで、必要な照度を得ることができると考えています。

枝払いについては、樹木の土地所有者が行うことになるため、所有者に対し状況の説明と枝払いの依頼を行ってまいりたいと考えています。

私からは、以上であります。

●議長（大野議員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） 私からは、１点目の「熱中症対策」について、（１）のア「小学校の熱中症対策」と、イ「教室へのエアコン導入」についてお答えいたします。

初めに、アの「小学校の熱中症対策は」についてであります。これまでの対応といたしましては、令和３年５月に環境省及び文部科学省が策定した「学校における熱中症対策ガイドライン」中の「熱中症の予防策」を参考に、健康観察の徹底のほか、小まめな水分補給など、各学校の実情に合わせて対応してまいりました。

釧路・根室地方で初の熱中症警戒アラート発令となりました、本年８月２４日は、屋外での活動中止や休み時間の外遊びや体育館での遊びを控えるなどの措置を実施したところ です。

厚岸町教育委員会では、本年８月に「厚岸町立小中学校における熱中症対策ガイドライン」と「熱中症予防フローチャート」を策定したところであり、「暑さ指数」を基準とした運動・行動の指針により、暑さ指数に応じた学校生活・教育活動における予防のほか、学校では必要に応じてネッククーラーの持込を許可するなどの対応を図っているところであり、今後においてもこの指針にもとづき、適切な学校生活・学校教育活動が実施されるよう、学校及び保健福祉課と連携しながら熱中症対策を適切に実施してまいります。

次に、イの「教室へのエアコン導入」についてであります。北海道の夏は、これまで比較的過ごしやすい気候だったことから、令和４年度時点で北海道の公立小中学校における冷房設備の設置率は、普通教室にあっては１６．５％と低い状況でしたが、本年度においては高温となる日が続いており、冷房設備の設置に向けて検討している自治体もあるとお聞きしております。

本年８月末現在、厚岸町立小中学校において普通教室と特別支援教室は４４室あり、職員室や保健室を含めると５６室となりますが、全ての学校において冷房設備の設置には至っておりません。

冷房設備の設置には多額な費用を要するところではありますが、今後は、当町においても厳しい暑さが繰り返される可能性もあることから、児童生徒や学校職員の健康維持のため、冷房設備の設置について検討してまいります。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 熱中症対策について、再質問いたします。

あえて小学校に限定させていただいたのは、私も当然中学生であれば判断力もある程度ついてくるだろうと。特に幼児や小学生、自分の判断、なかなか対応もしきれない、学校の先生の指導の下、自分の意思というものがなかなか自由にならないのではないのか、そう思いまして、特に熱中症対策については、低学年、幼児について質問をさせていただきました。

ただいま説明がありました。2番、室崎議員のほうからもこの関係について説明がありましたので、再質問あまりしないと思っておりますが、ただ、熱中症対策について、学校長をはじめ、非常に私は気を遣って対処されておると思います。ですから、校長先生はじめ教員の皆さん、一生懸命奮闘されているのだろうと。このことにつきましては敬意を表します。これからもしっかり、まだ残暑が厳しいわけありますから、しっかり子どもたちに万が一があっては困ります。ですから、これから最善の努力をしていただきますようお願いを申し上げます。

次にまいります。小学校のエアコン導入について検討されるということでございますが、確かに町長の答弁にもありました。財源の問題があります。ですけれども、国や北海道の動向も含めて、これからこの釧路管内、元々釧路管内涼しいところだ、ですけれども、そこに住んでいる子どもたちは、暑いところに住んでいる子どもよりも体質的にそれに慣れていきますから、課題が残ると思うのです。ほかより温度が低いからいいのではないかと、これでは困ると思います。ですから、財源のこともあるので、国や道の動向も含めて、しっかり、なるべく早く対処できるように検討していただきたいと思いたすがいかがでしょうか。

●議長（大野議員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） 学校の校長先生、また、教員、保健の先生は熱中症対策、今回、相当気を遣われていたというようにお聞きしております。学校では学校保健委員会というものがあまして、その中で熱中症対策、警戒アラートが出そうなときですとか、朝、職員室で行われる会議において、こういった熱中症対策、情報共有を図り、子どもたちが安全に過ごせるようにということで対策を取っているということでございます。

これからもしっかり学校運営いただきますよう、また校長会のほうも、小中学校6校ありますけれども、校長会においても、今は便利な時代となりまして、ラインを使って情報共有、各校どういような取組をしているかという情報共有もしているとお聞きしております。いろいろな努力をしていただいておりますが、今後、私たちも、教育委員

会としましても、保健福祉課と、また校長会と連携しながら、学校運営に努めていきたいと考えております。

ご質問の2点目、エアコンの設置でございますけれども、これについてはいろいろな冷房というものがございます。本当に天井から吹き出すものもあれば、窓に排気を付けて、スポットクーラーというものですけれども、そういう冷房もありますし、いろいろな冷房設備というものがあるそうです。これについては、議員おっしゃられるように財源の問題でございますが、学校における快適な環境というものは、やはり必要であると思いますので、これについては財源も関わることでございますけれども、本当に子どもの命、そして教職員の命というものも関わってくるのかなと思いますので、これについては検討させていただき、どのような冷房というものがあるのかも、ちょっと効果的なものがあるのかということも検討しながら、この設置に向けて検討させていただきたいと考えておりますので、ご理解願います。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 町有保育所のエアコン導入についてでございます。

先ほど来、答弁で検討するということでございます。今回質問にあたりまして、保育所に通所しているお母さんたちの声でございます。家に帰ってきて、保育所が暑かったという声が非常に子どもが言っていると、子どもたちがかわいそうなので、何とかしてほしいのですと、こういう声が私のところに二、三届いております。財源のこともある、確かにそのとおりであります。ぜひ早めに取り付けていただけるよう、検討すべきだと思います。幼児は自分で明確な意思表示ができません。暑くて具合が悪いのか、体調が悪いのかも、小さければ小さいほど対応能力もありません。この辺、保育所の保育士さんも大変な思いをされておると思います。ぜひ検討するだけではなくて、早めに、1日も早く実現するように取り組んでいただきたいのですがいかがでしょうか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

今回の暑さにつきましては、緊急アラートが出るなど、災害に近い、いわゆる職員の対応、これまでの対応では追いつかないほどの暑さだったというところでは、やはり設備に頼る必要がある、冷房設備の設置が早急に必要なのかなというふうには認識しておりますので、先ほどの答弁と同様となりますが、できる限り早期に設置できるように検討を進めたいというふうに考えているところでございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 ヒグマ対策について再質問いたします。

第2、第3のオソ18が発生しない対策、そしてあやめまつりの風評被害対策の取組、いずれもただいまの答弁、町の対応は非常に分かりにくい。何をどうするのだというも

のが私は見えないのです。はっきり言って。周知しますとか、風評被害というのは私は恐ろしいと思います。いずれにしても安心・安全な厚岸町をつくと公約しておるのですけれども、厚岸町として熊対策、十分とは私は言いがたいと思います。

人それぞれいろいろな考えがあります。熊との共生を強く望む方もおり、担当課のほうに熊を殺処分するとか、いろいろ風評もあります。問い合わせもあると思うのです。私は厚岸町に住んでいる人間の一人として、末広に住んでいる方は、子どものときからあそこは熊が出るよと言われているのです。そうして育っているのです。安心・安全とは言えないのです。でもいまだにあやめの上のほうの行者ニンニク採りに亡くなった方がおります。ですけれども、熊は子育て中で横切ったほうが悪いと。遺族にとってはいたたまれないと思うのです。もし自分の身内の方がそういう目に、熊に遭ったら、亡くなったらどうなのだろうと、そんな思いをいたします。

私は殺処分がどうのこうのということとはなかなか、いろいろと問題があって、取り組みにくいと思うし、担当課としても大変な思いをされておると思うのです。ですけれども、厚岸町として、殺処分をしなければならない熊に対しては、毅然とした態度で向かっていただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

●議長（大野議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 熊全体の捕獲の関係でございますので、それについてお答えさせていただきます。

北海道では北海道ヒグマ管理計画というものを設けておりまして、問題個体と非問題個体ということで、問題個体については全て捕獲してもいいよと。ただ、人間を恐れて逃げるような非問題個体については捕獲はしてはいけないということでもあります。いろいろな意味で、そういう意味で、今回オソ、捕まりました。多くの被害を出してきた個体であったため、安心して営農できる環境を取り戻せてほっとしているところでございますが、今議員おっしゃったとおり、第2、第3のオソが出ないように、引き続き北海道や近隣市町村、道総研等の専門機関と連携しながら、今後しっかりと対策を取ってきたいというふうに思っているところでございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 コンキリエの水族館について質問いたします。

1年で今、一番集客の多い時期だと思います。そして、もうすぐ豊かな海づくり、全国から人が厚岸町に集まります。当然、私はコンキリエに足を運ぶと思うのです。先日、8月の下旬に行ったとき、残念ながら水族館の中が、空室の水族館がいっぱいあったのです。非常に私は残念でございました。ただいまの答弁ですと、昨年からという答弁がありました。やむを得ない事情があるのかもしれませんが、私は温度、環境に強いウグイでもいいのではないのかと。非常に強いです。やはりコンキリエの皆さん、この忙しい日々でございますから、対応に一生懸命汗を流していると思うのです。ですけれども、結果として1年で一番子どもたちや地方から人が来るときに、お金をかけて水族

館を、あの施設をつくっているわけですから、やはり一番大事なときに用を足せないでは困ります。やはり、そういうものについて、厚岸町としてきちんとした対応をしていただきたいと思いますがいかがですか。

●議長（大野議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 町長の1回目の答弁でもお話いたしました、昨年度の段階で機械の故障が発見されたと。それで、予算措置を得て、今年度すぐ機械の更新作業のほうは発注させていただきましたが、製造が、時間がかかって、この夏場の一番いい時期に新しい機械が届かなかったといったのが一番の原因でございます。確かにウグイや何かというお魚を入れるという手もあると思うのですが、あそこ海水を入れて、そして魚等につきましては、漁業者の方が網にかかったときにコンキリエに連絡をくれて、それをコンキリエのほうで頂戴しにいくといったような流れで、あそこ水槽の維持管理をしているところであります。ただし、1匹、2匹しかいない、それをそのままにしておいたのはまずかったというふうに私も思っております。何らかの形でしっかりと見に来てくれた人に、今こういう状況下にあるのですというような、そういう周知喚起ができていなかったことがやはり一番の原因ではないかなと思っております。

議員からご指摘をいただいて、早急に指示を出した後、既にもう今は掲示をしっかりと、来てもらった方に誤解を招かないような対応を取っておりますので、これにつきましては、今後も引き続きしっかりと館のほうの管理のほうをやっていききたいというふうに思っております。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 無料でいうわけではないけれども、漁業者の人をお願いしてと言うのだけれども、お金がかかっても私はしょうがないと思うのです。例えばカヌー乗り場で釣りしたら、まず川でやったら、ウグイであれば湖内でも獲れます。ウグイであれば非常に生命力が強いと思います。ウグイでもきっと動いている姿というのは強いと思うのですが、この辺も一考していただきたいと思いますがいかがですか。

●議長（大野議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 維持管理しているコンキリエのほうとちょっと協議してまいりたいと思います。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 4項目目でございます。翔洋高校の関係でございますが、マイスターハイスクール、誠に理路整然としたご答弁、感服いたしました。まさに、言われるとおりでな

と思って、私はこのニュース、道新で一番最初に分かったのです。残念ながら恥ずかしい話、厚岸町でこういうことを取り組んでいるのだと。町民の多くの皆さん、特に中学生や厚岸の漁業の後継者が、このことについて町民に周知が足りないのではないかと斯様に思うのです。何と言っても翔洋高校がこういう事業に取り組んでいるのだということを、やはり魅力のある学校だということが漁業者、それからあそこに希望を持って入ろうとする方々に周知というものが足りないのではないのか、町民の皆さんも、このマイスターハイスクールって何だというものについて、町報で出しているかもしれないのですけれども、いま一つ周知されていなのではないかと斯様に思いますが、まずどうですか、この辺について。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） ただいま議員のご指摘あった部分、まさしくそのとおりな部分が多分にあるかと思います。昨年からの事業スタートしたわけでありましてけれども、私は担当課として、この事業を認識はしておったのですけれども、実際厚岸町の庁内の中でも、実際教育に関する部門として、教育委員さんの残念ながら認識も、私どものちょっとPR不足もあって、できない部分もありました。今年かな、総合教育会議の中で、このマイスターハイスクールの授業の展開についてご説明をさせていただいたところ、教育委員の皆さんも改めてこういう授業をやっているというのが分かったと、大変いいことをやっているということと、さらに、今指摘あったとおり、厚岸町の町民の方もみんながこういった授業をやっていることが分かるように、なお一層周知を図っていく必要があるという、まさしくそういったご指摘もいただいておったところであります。

学校の中でやっている授業の中での事柄はもちろん、我々としてはこういったことをどうやって周知していくかという、あと2年間ありますけれども、さらにちょっとどういった手法が取れるか検討しながら、翔洋高校のほうとも検討協議させていただきながら、なお一層町民の皆さんが分かるような体制、取っていければなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 一番最後に結びになるのですが、若潮寮のアクセス道路でございます。初めて、ただいまの答弁で地権者があって、小枝が所有者に了解をもらわなければならないというのは、ただいまの答弁でよく分かりました。ぜひ、地権者に了解をいただいて、しっかり枝払いをしていただきたいと思いますし、私は答弁でもあったのですけれども、やはり街灯そのものが枝払いをすれば明るくなるのではないかと云われるのですけれども、あそこの道路は民家も少なく、元々薄暗いのです。光も通りにくい。ですから、可能であれば少し大型の街灯を真ん中に設置するぐらいの改良が必要と考えますがいかがでしょうか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） お答えいたします。

今ご質問者おっしゃったとおり、枝払いに関しましては、その木の所有者が原則切るということでありますので、現在その所有者の方の調べまではこちらのほうでつけていますので、今後所有者の方に枝を切っていただけるように、ちょっと依頼はしていきたいというふうに考えております。

それから、新たなる街灯につきましては、今もご指摘あったように、この道路につきましては、かなり山際を通っているものですから、当然市街地からも遠くて、周りの灯りも届いていないというのが現状というのは承知しております。その上で、町長の答弁にもありましたが、現在オーバーハング型の街灯が2基ということで、かなり大型のものは2基付いておりますが、先ほど来から言っている枝の影響で満足に照度が得られていない部分が1基ございます。まずは枝払いをして、その照度の確保を行って、状況を確認してまいりたいと。その上で、さらに照度が不足しているようであれば、街灯になるか防犯灯になるかはちょっと今お答えできませんけれども、状況を見定めた上で、今後検討の課題としていきたいと思えます。

ただ、やみくもにその街灯を付ければいいというものではなくて、当然周りにも住宅張り付いていますから、ただただ明るくするだけでは、実際住まわれている方に対して、実際まぶしすぎるとか、そういった意見も過去にはあったと思いますので、そういった部分も考慮しながら、適切な整備は必要かというふうに考えてございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 おっしゃることは理解できるのです。今年の5月だと思います。若潮寮が新たに改装された。せっかく寮が新しくなって、住み心地もよくなった。たしか女性も入寮されていると。学生というのは授業が終わって、これから秋になると早く暗くなります。コンビニ行くとか、用事を足しに行くにしても自転車だったり歩いたりしているのです、あそこ通るのは。そうすると、暗い時間になるのです。曲がっているから見通せない。あそこカーブしています。私も何回も通ってきたのですけれども。そういう意味では、やはり安心して見通せるような道路ではないわけでございますから、せめて路面が、先が見えないような状態にならないほうが私は安全ではないかと。安心して、何かあそこに行くと暗くて憂鬱になってしまうと、これでは困ると思うのです。せっかく建物を新しくして、入口からずっと寮が見えないわけでございます。ですから、道路くらいはきちんと、アクセス道路は明るくしてやるべきだと思うのですが。ぜひ、枝払いをして、薄暗かったら再度検討していただきたいと思いますがいかがですか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） 当然第一に枝払いというのがまず1点でございます。繰り返しますが、状況を見ながら、当然これから夕暮れが早くなってまいりますので、当

然寮生が安心して通行できるような維持管理は当然していかなければならないと思いますので、その中で照度があまりにも暗いようであれば、手っ取り早くもしやれるとすれば防犯灯の増設といった部分が考えられると思いますので、そういった部分も含めて検討はしてまいりたいと思っております。

●議長（大野議員） 以上で、南谷議員の一般質問を終わります。

次に、８番、石澤議員の一般質問を行います。

８番、石澤議員。

●石澤議員 先に提出した通告書に従って質問します。

最初に、災害対策について。

令和２年第４回定例会で一般質問した釧路管内８市町村防災基本協定の協議はどこまで進んだのか。８市町村の総合防災センターの設置など早期に具体的な対策を進めるべきかと思うがどうか。

次、一人暮らしの高齢者世帯が増えています。津波が厳冬期の真夜中に襲ってきた場合の対応をどうするのか。

３、梅香地区の治山施設で毎年雪解けによる増水は道路まで水が流れ出ており、民家に影響が出るおそれがありますが、何か対策が必要ではないか。

次、福祉灯油について。

物価高の中で生活が大変になっています。福祉灯油の増額と対象者の範囲を拡充することは考えられませんか。

次、原発汚染水についてです。

国はＡＬＰＳ処理水を海洋放出しました。放射性物質トリチウムは全く取り除かれていませんし、その他の放射性物質も含まれています。政府はそれを認めた上で３０年以上もかかると言っています。漁業だけでなく、水産加工、輸送、卸売り、観光など幅広い産業に影響が出ることは避けられないと考えます。海はつながっています。町内の漁業への影響も心配です。国に対して中止を申し入れる必要があると思いますがどうですか。

これで、１回目の質問を終わります。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） ８番、石澤議員のご質問にお答えいたします。

１点目の災害対策についてのうち、（１）の「釧路管内８市町村防災基本協定の協議はどこまで進んだのか。総合防災センターの設置など早期に具体的な対策を進めるべきかと思うが」についてであります。まず、「釧路管内８市町村防災基本協定」に基づく後方支援に関する取組であります。近年公表された千島海溝沿いの巨大地震による想定では、太平洋沿岸を中心とした釧路管内の市町村で、最大で震度６強から震度７といった規模の地震が発生するとされており、津波の被害が発生しない町村を含め、管内全体において、建物被害や人的被害などの同時被災は避けられないものと考えておりま

す。

このことから、「釧路管内8市町村防災基本協定」と同様の後方支援に関する協定として、平成20年6月に北海道と道内全市町村が締結した「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」や「厚岸町地域防災計画」に基づき、道内の他の地域、または北海道全体との相互応援体制の構築が必要とされているところであります。

相互応援に関する直近の取組では、北海道開発局、北海道、札幌市、東日本道路株式会社を構成員とし、オブザーバーとして陸上自衛隊、警察などの参画による「北海道道路啓開計画検討協議会」が令和2年3月に「北海道道路啓開計画」を策定し、令和4年12月に改定したところであります。また、本計画に基づき、釧路開発建設部や釧路・根室管内の振興局と市町村のほか、警察、消防、陸上自衛隊、日本赤十字社などで構成する「釧路地方道路防災連絡協議会」では、「釧路・根室地域道路啓開計画」を令和5年1月に策定し、釧路空港、中標津空港を広域進出拠点と定め、その拠点から釧路・根室管内の各市町村への救命・救助活動、緊急物資支援のためのルートを切り開くこととする、他の地域からの後方支援を迅速に受けるために必要な事項を定めたところであります。

なお、この計画において、当町への後方支援拠点となる「活動中継拠点」として、釧路開発建設部の施設である標茶町内の中茶安別防災ステーションが位置づけられており、有事の際には道路啓開や救助活動を行うために関係機関等が集結することとしております。

こうした後方支援に関する現時点での取組などを踏まえ、改めて釧路管内や、さらに広域な後方支援に関する体制の構築について、防災関係会議の場などを通じて投げかけをしてまいりたいと考えております。

次に、（２）の「一人暮らしの高齢者世帯が増えているが、津波が厳冬期の真夜中に襲ってきた場合の対応は」についてであります。冬期間の深夜帯については、寝間着からの着替えや防寒具の着用が必要となることに加え、避難路が積雪や凍結により歩きにくくなることが予想され、最も避難に時間を要することから、避難者一人一人が指定緊急避難場所まで、可能な限り迅速に避難を行っていただくことが最も重要であると考えておりますので、早期避難の必要性を避難訓練や広報誌などにより引き続き周知してまいります。

また、今後の取組として、避難者が何らかの理由により、指定緊急避難場所への避難が遅れた場合を想定し、構造上、津波に対する指定緊急避難場所としての基準を満たす施設ではなくても、少しでも命が助かる可能性を高めるため、耐震性と必要な高さを有する民間及び公共の施設を「一時避難施設」として利用することができるよう、施設管理者と協議を進めているところで、本定例会提出の補正予算に、その費用の一部を計上しているところであります。

次に、（３）の「梅香地区治山施設の雪解けによる増水対策が必要では」についてであります。厚岸小学校裏の山沿いには北海道が整備した治山施設が4か所あり、その流末については厚岸町が管理しています。

町では、悪天候の前後に重点的に見回りをしており、今年6月にも流末の維持作業を行っているほか、毎年積雪前の11月と融雪後の4月に土砂や落ち葉を取り除く作業を実

施しています。

また、職員の手で取り除けない排水管の詰まりは業者に依頼して除去しています。

詰まりの主な原因は、落ち葉の堆積ですが、落ち葉の元となる樹木は、山崩れを防ぐ大切な役目があるため、抜本的な解決方法がないのが実情であります。

このため、大雨や雪解け時には巡視パトロールや維持作業を増やすなど、早めの対応を取ることで道路冠水や住宅への被害が発生しないように努めてまいります。

続いて、2点目の福祉灯油について、「物価高の中で生活が大変になっている。福祉灯油の増額と対象者の範囲を拡充することは考えられないか」についてであります。ご質問にある、対象範囲の拡充については、本事業が低所得の高齢者世帯、障がい者世帯及びひとり親家庭に対し、冬期間における暖房用経費の一部を助成することにより、これら世帯の負担の軽減を図ることを目的としているため、対象世帯の範囲を拡充する予定はありませんが、助成する灯油価格については、原則、灯油60リットル相当分としていたものを、令和4年度からは、変動する灯油単価にとられず、速やかに対象世帯へ助成するため、一律1万円に拡充したところであります。

灯油価格については、物価上昇に加え、9月末を期限とする国の燃料価格激変緩和補助金が段階的に縮小されたこともあり、令和5年8月時点では、1リットルあたり125.4円と高騰していますが、同補助金の期間の延長も検討されていることから、引き続き燃料価格の変動に注視するとともに、助成額の在り方を含め、他の様々な支援制度の動向にも注視しながら、必要な施策について検討してまいりたいと考えております

続いて、3点目の原発汚染水について、「国はアルプス処理水を海洋放出した。国に対して中止を申し入れる必要があると思うが」についてであります。アルプスとは、様々な放射性物質を取り除いて浄化する設備の名称で、東京電力福島第一原子力発電所の建屋内にある放射性物質を含む水については、その設備により、トリチウム以外の放射性物質を安全基準を満たすまで浄化し、除去が難しいトリチウムについても、安全基準を十分に満たすよう、アルプス処理水を処分する前に海水で大幅に薄めて処理することとされております。

なお、薄めた後のトリチウムの濃度は、国の定めた安全基準の40分の1、世界保健機関、飲料水基準の約7分の1未満になるとされているところであり、安全基準を満たした上、海洋へ放出する総量も管理し処分するため、環境や人体への影響は考えられないとされているところであります。

しかしながら、アルプス処理水の処分については、国内外の理解が十分に得られている状況にあるとは言えず、新たな風評被害が生じる懸念もあることから、先般、8月23日、全国知事会は、国に対して「原子力発電所の安全対策及び防災対策に対する提言」等により、「水産業をはじめとする事業者や国民に対し、正確な情報発信を行うことや、懸念される風評被害については、万全の対策を講じること」などを求めました。

一方、日本産水産物の最大輸出国である中国では、翌24日のアルプス処理水の海洋放出を受け、日本産水産物の輸入を全面的に停止することを発表しました。

これを受け、首相は、中国に対し即時撤廃を求める申入れを行うとともに、既に価格が下落している水産物に対しても、「水産事業者が損害を受けることがないよう、万全の体制を取る」との姿勢を取っており、翌25日には、北海道知事が国に対して「中国に

おける日本産水産物の全面輸入停止の撤廃に係る緊急要請」を実施し、「中国の輸入規制については、科学的根拠に基づくものではなく、道内にも大きな影響が懸念されることから、到底受け入れられるものではない」とし、「国が全責任を持って、中国政府と外交上の対応を行い、輸入停止措置を即時に撤廃させること」などを求めているところであり、町としては、現時点では国に対し中止を申し入れることは考えておりません。

以上でございます。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 最初に、防災センターも含めて、具体的な話を聞きたいのですが、この中で標茶町内の中茶安別防災ステーションが位置付けられていますということですが、これを位置付けておいて、ここを利用した消防とか、それから自衛隊とか、そういう大規模な防災の訓練とかという、そういうような予定とか、それから北海道も一緒に関わった訓練などを予定はどういうふうになっているのでしょうか。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） ご質問にあります釧根地方の道路啓開計画で、厚岸町に関わる拠点として位置付けられている中茶安別の防災ステーションについてですが、ここを会場にして、あるいは管内の市町村ですとか、関係機関を集めた、そういった大がかりな訓練、その中茶安別の会場だけではありませんが、そういう訓練というのは、現時点では予定はされていないところでございます。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 前にも話したと思うのですが、岩手県の遠野市の事例を話したと思いますけれども、やはりここにせっかく、釧路空港、中標津空港を広域進出拠点と定めとなっていますよね。空港も定めています。しかも、そういう防災センターの場所も、ステーションも決めた、予定はしていますということで、これだけ大規模な地震が来るというふうに言われているわけですよね。そのときに、どういう形で道路を使うのかとか、どのような形の物資の移動があるのかとか、そういうのも含めて厚岸町だけではできないと思うのです。だから、それは道も含めて、そっちにいろいろな提案をしながらやっていくということは大事だと思う。それぞれの町村で避難をするとか、そういうこともこつこつ進めていっているし、それも大事なことなのですが、それを支えるバックヤードも一緒にやっていかないと。遠野市で言えば、そのいろいろな訓練がなかなかできなかったけれども、2回くらいの訓練の中で、消防と、それから自衛隊の情報の共有ができた。そのことで、いろいろなものがスムーズにいったと、そういう事例もあります。ですから、それも含めて、今何でもないからやらなくていいではなくて、やはりそういうこともあるのだということも含めて、そういう訓練も考えていくことも必要だと思うのです。

3.11は、遠野市で大きな防災の訓練があった半年後に起きたという、そんな事例もあるものですから、できれば、時間かかるかもしれないのですけれども、そういう大きな流れをつくっていくということは大事だと思うのです。それも含めてどうですか。考えてほしいのですが。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 今議員のほうから事例として出していただきました遠野市の事例、私もちょっと再度勉強させていただいて、震災前から遠野市が中心となって、こういった構想の下、後方支援の拠点としての取組を進めていたと。これが大いに震災時には役立ったということで、震災後の効果的な取組として広く知られているところではあります。

議員おっしゃいますとおり、そういった後方支援の取組というのは大変重要であると考えますので、他県においても同様の取組を行っているところもあります。我がこの釧路地域あるいは釧根、さらには沿岸市町村、内陸との結節点となるような、そういった防災拠点になりますので、かなりの広域な考え方にも必要になってくるかと思えます。その辺は管内の市町村のみならず、北海道も巻き込みながら、そういったその後方支援の必要性ですとか、そういった必要性の共通認識ですとか、そういったものを我々のほうからも会議の場ですとか、集まる機会があれば、そういう投げかけをしながら、体制の構築に向けて、少しでもちょっと進めていけるようなことを、取組を進めていきたいなというふうには考えておりますが、何しろ我々は支援を受ける立場、受援側、それと後方支援をしていただく、津波に関しますと内陸の市町村になろうかと思えますが、その連携ですとか調整、共通認識、そういったものを持たなければ、この広域的な取組というのは前に進まないというふうに考えておりますので、その辺を北海道なり、そういったところが中心になって進めていただけないかですとか、そういった部分を含めて、これから機会を捉えて、そういう話をしていきたいなというふうには考えております。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 こういう会があったりして、あるのですから、ぜひ、いろいろな話を積極的に出してもらって、こちらも伝えて、そして今受ける側って言うてましたけれども、阿寒とか、爆発したりした場合は、ある意味、こっちが支援する場合になることもあり得ますよね。だから、そういういろいろな事例を出しながら、ぜひ、少しずつでもいいから、なるべく早く進めていってほしいと思います。いかがですか。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 我々受ける立場というのは津波であった場合ということですから、ちょっと申し上げさせていただいたので、議員おっしゃいますとおり、火山ですとか、その他の災害、少し広域ではなくなりますが洪水ですとか、そういった災害もあり

ますので、そういった災害の種別にどういった後方支援が必要なのか、いろいろな方向性を関係機関等が協議しながら検討を進めていけるように投げかけをしていきたいなというふうには考えておりますが、なかなか、やはり広域的な視点を持って検討を進めなければならないものですから、そのためには少なくとも管内の市町村、共通認識の下、それを広げていくというような進め方も必要かなというふうには考えておりますので、その辺はいろいろな場を通じて投げかけをさせていただきながら進めていくような方向にしていきたいなと考えております。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 大変でしょうけれども、よろしくお願いします。

次です。高齢者の世帯が増えていますよね。この中では、避難者一人一人が指定場所まで可能な限り迅速にということなのですから、これも岩手なのです。犠牲者ゼロの町というのがあるのです。岩手県最北の町洋野町です。震災、東日本のときにこの町は最大で10メートル以上の津波が押し寄せ、住宅、漁業施設、漁村など甚大な被害を被ったのですが、被災市町村で唯一犠牲者どころかけが人すら出さなかったという町なのだそうです、この町は。この町はどういう取組をしていたかという、やはり消防団、それから婦人消防の協力隊が中心になって自主防衛組織を結成し、毎年津波を意識し避難訓練をしたことで犠牲者を出さなかったという、そういう取組をやっています。

まず逃げてという、必ず逃げてもらう。一人一人、支援が必要な人に必ず対象者を付けて、そして応援をして一緒に逃げたということになっているのです。そういう取組をしたということなのです。それは現在でも続けてやっているそうです。この町でも、やはり厳冬期では大変だろうという話は出ています。やはり防災組織を結成して、そういう取組をするということ、これから余計必要なのだなというのは、この人たちの取組を見て思ったのですが、町の防災組織の取組ということは、どういうふうになって、今、現在いるのでしょうか。いろいろな意味で自治会なんかも減ったりしているのですけれども、そういう感じの取組はどういうふうになっていますか。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 今事例としてお話いただきました岩手県の洋野町のちょっと事例については、私ちょっと不勉強で承知してなかったのですが、そこでの消防団なり自主防災組織による活動、自主避難訓練等が大いに役立ったということでございますが、当町、厚岸町におきましては、自主防災組織として、各自治会内の防災担当も含む組織として設置等の協力依頼をしているところでございまして、それぞれにおいて地域内の防災に関しての活動をしていただいている状況にあります。現時点ではなかなか避難訓練ですとか、そういったことに至っていない団体が多いというふうに認識しております。町といたしましても、なかなかそこへの支援というものも十分にはできていない状況もあろうかとは思いますが、その洋野町の事例にありました避難行動要支援者への支援ですとか、そういったものも今進めようとしているところでございます。

が、なかなかちょっと、いわゆる個別避難計画と言われるものの策定に向けて進めているところなのですが、ちょっとなかなか思うように進んでいないという実態がありまして、ただ、今年度中には少なくとも、僅かでも、そういった個別避難計画の策定に結び付けていきたいというふうには取り組んでいるところでございます。

自主防災組織の取組といたしましては、町の補助金をもちまして、そういったソフト事業、避難訓練ですとか防災講習会というようなものへの助成ということもさせていただいておりますので、そういったことを活用しながら訓練ですとか、訓練と言いますか、防災研修会ですね、そういったものをしていただいているという団体もいるというような状況でございます。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 前に質問したときにも話したと思うのですが、玄関まで出てもらうという、そういう訓練の仕方もあるという話をしたことがあると思うのですが、5分間だけ、防災訓練のサイレンが鳴った、5分間だけ自分のものを詰める、5分間で詰める訓練をするという、そういうような取り組み方もあると思うし、それからこの人だったら自分のことをお願いできるとか、そういう地域のつながりなんかも含めた取組なんかもあると思うのですが、だんだん高齢が進んできて、そして2人いても、両方とも大変だという場合もあります。そういうのも含めて、やはりなかなか進まないというのは分かるのですが、もう少し早めというか、迅速に、そういう取組というのか、何とかならないかと思うのですが。

あと、中学生とか高校生、中学生と小学生の中に、かばんに、そこに最低必要なもの、何かあったときに入れるもの、食べ物とか、それから頭からかぶるとか、そういうのもあると思うのですが、そういうような防災のグッズを用意するという取組、たしか鉏路市だったと思うのですが、前回新聞に載っていたような気がするのですが、そういうような、日常の生活の中で防災を考えるというか、避難を考えるということも大事な取組だと思うのですが、その点はどうでしょうか。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 他の自治体の事例に見られます、避難場所まで避難せずとも、その避難の初動、そこに関する訓練、その5分間と言われるような部分、直近では白糠町も同様の避難訓練をしているというのをたしかあったと思いますので、そういった事例も参考にしながら、避難訓練に合わせて、場合によってはそういった玄関先まででもいいですから参加してくださいというようなことも考えていきたいなというふうに思います。

それと、普段での防災の取組、防災備蓄品の用意ですとか、持出品、そういったものの用意ということでは、これはやはり地震が発生してから避難するまでの、この初動の期間というのが大変重要で、よりいかに避難を開始するかというのが大事になってきますので、例えば冬期間であれば防寒着を玄関先に用意して、すぐ着れるような状態にし

ておく。あるいは冬に必要な備えを防災リュックに詰めて玄関先に置いておくですとか、そういったような、すぐに逃げられるような体制を、体制と言いますか、用意を日頃からきちんと考えておきましょうと、しておきましょうというような周知も、防災訓練の周知ですとか、そういった周知に合わせて、継続してそういった周知もしていきたいなというふうには考えております。

●議長（大野議員） 8 番、石澤議員。

●石澤議員 少しずつでもいいですから、前に進めてください。お願いします。

次です。福祉灯油の問題なのですが、本当に物価がものすごい上がってますよね。信じられないくらい上がっています。上がっているし、物が高くなって、そしてそこに入っている物が小さくなっていますね。買い物しても。同じ500円でも、例えばウイナーだったら、前は6本か7本入っていたものが5本くらいになっているとか、例えばウイナーなのですけども、そういうふうにして、生活自体がすごく大変になっているのです。

この中で、低所得の高齢者世帯、それから障がい世帯というふうになっていますけれども、今まで何とか灯油を、こういうことをお願いしなくても何とかあった人たちがどうしようもなくなってきたのです。生活が大変になってきているのです。低所得者の範囲をもう少し広げてほしいのです。本当にこの人たちの生活を守るということはとても大事なことで、それから寒いということで生活自体の質も下がっていくということがありますので、今回、前回もそうですけれども、原則60リットル相当分を一律1万円に拡充したということですけれども、結局値段が上がっているのです、1万円で買える灯油の量って減っていますよね。それもありますので、できれば助成の金額も含めて、やはり増やすというか、範囲を広げるということは、これは大事なことだと思うのですけれどもいかがですか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

コロナ禍が落ち着いた中でも物価高騰が止まらないということで、現在においても、特にガソリン、燃料等の高騰がさらに増しているという状況ということは認識しております。福祉灯油の制度につきましては、低所得者の高齢者の支援ということで、これは当初から行っている中で、これまでも対象者の拡大ですとか、それから単価の高騰に合わせてリッター数の嵩増しということもやってきた経過もございます。

現在、現金支給として1万円というような支給方法としております。実は昨年、1万円の現金支給に変えたときの灯油単価というのが、このときの灯油単価って118円ほどというふうになっております。それでいきますと、リッター数でいきますと84リッターくらい購入できるということで、その前よりは、60リッターよりは拡充したというような表現をさせていただきました。現在の灯油価格というのが、8月で一応125円ほどになっております。昨年よりも高い金額となっております。これを1万円で割り返してい

くと80リッター程度ということで、現在支給水準がどうかなということで、そういったことをちょっと調べさせていただいたところです。

燃料の現在の高騰の状況というのが、政府が行っている補助金が、これまで行ってきた補助金が減額、縮小していった、それに伴って、ここに来て段階的に上がってきている状況でございます。これが、まだ確定している状況ではないようですが、改めて10月から、その補助金を継続するということの方針が今話として出てきている状況もございますので、現在、例えば昨年度の118円の水準以上になるのか、現在の125円以上になるのかというのが現在まだ見えていない中では、単に単価を拡充するというふうにはちょっと、検討させていただきたい、そういった動向を見ながら進めたいなというふうに考えているところです。利便性としては、1万円の現金支給となったことで利用しやすいというふうに制度の変更の仕方としてはよかったなというふうに思っています。

もう一つ、対象者の拡大のほうにつきましては、実はいろいろな福祉制度の中でも、課税、非課税という目安というのが一つラインとなります。これは、事務作業としても一番やりやすいというか、対象者を確定しやすいというような部分もございますし、さらに非課税以上の所得の方、所得で幾らだとかということ、もうちょっと広げるというのはものすごく複雑な作業というところの事務作業的な難しさというのも実はございます。

それともう一つは、当初からこれはやはり非課税世帯に対する支援として行ってきた経過でございますので、それ以外の方の支援につきましては、燃料高騰につきましては、課税、非課税に関わらず、全世帯、いろいろな方、皆さんが大変な苦勞をしているというところでは、特に非課税の方に特化して支援していくというところでは、現在方針を変えないというような考え方でございます。ただ、価格の推移等に対しまして、ちょっと様子を見ながら進めていきたいというふうに考えているところですので、ご理解いただきたいというふうに思います。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 分かりましたというわけにはいかないのですけれども、一応分かりました。でも、本当に検討してみてください。大変な思いしています。

次に、今中国がががあ言っている汚染水なのですけれども、この問題なのです。アルプス水となっています。でも、この原発事故を起こしたデブリに直接、直接デブリに接触して汚染された水というのは、アルプス処理をしてもトリチウムは除去できないというのは専門家が言われている話です。ここで除去されていると言いますが、今まではかの国が出しているのは事故を起こした水ではないのです。デブリではないのです。デブリに触って、触れて、そこから出た水です。それを処理をすることは不可能と言われています。その後、もう一度アルプス処理をしても取り除くことができない放射能が、少し基準よりも薄くはできますが、セシウムとか、それからいろいろな汚染の物質が全く取れなくて、そのまま水に流されるということなのです。トリチウム以外の放射性物質、セシウム、ストロンチウムなどが含まれているということです。

そして、原発建屋内の地下流水を止めない限り、この汚染水は止まらないということ

なのです。ですから、30年と言っていましたよね。30年になるか50年になるか分からないのです。これは間違いないと思います。あの事故があったときに、トリチウムは50年分、一度海に流されています。ですから、それ以上のものを流すということは本来であればできないのではないかというふうに言われています。でも、それを、本来やらなければならない広域遮水壁とかを建設して、敷地内の地下流入を止めるということをしなければならないはずなのです。でも、それも何も検討していません。海洋放出だけを前提しています。でも、これはずっと続くと思います。だから、大型タンク貯留案もあります。それから、石油備蓄のある実績のある10万立方メートルの大型タンクを建設する案です。これも福島第一原発の敷地内の7号、8号建設予定地などにこれをつくって貯めればいいのだと思います。もう一つは、モルタルほか処分案です。これはアメリカがやっていることです。アメリカの核施設の汚染水処分で用いられた手法で、汚染水をセメントと砂でモルタル化し、半地下の状態で保管するというものです。こういうようなことを今国は検討していないのですよね。水を流す、海に流すということだけです。それを前提として何もやっていないという感じがします、私が見た感じでは。話を聞いていると、中国がどうのこうのとか言っています。確かに中国のやり方もおかしいし、変だと思いますが、それでもやはり汚染水放出は許せないと思うのです。

漁業者の方が言っていました。今回の福島第一原発における放射能汚染水の海洋放出は、決定に至る手続きの不備や強引さを含めて、自然や人体に未曾有の被害をもたらした水俣病の教訓を全く顧みない暴挙であると。海は我々の仕事場です。仕事場である海を汚す権利は誰にもない。海は除去できない。除染できない。せめて放出した海は薄めて放出しても毒は毒。タンクでの保管が一番安心なのだと。これ、切ない思いをしています。今福島沖の漁業は仮操業中です。仮です。汚染水を流されて一からやり直しでしょう。本格操業はいつからできるようになるのですか。我々は何を目標に生きていけばいいのですか。本当に暴挙です。海は生きているのです。これが福島の方の訴えです。

厚岸町で今、豊かな海づくりフェスタ2023ありますよね、9月16、17日で。天皇陛下も来て。豊かな海づくりですよ。その片方で、福島沖に汚染水が流されるのです。どんな海づくりをするのですか。関係ないと言えば関係ないかもしれないのですが、やはり海はつながっているのです。30年も50年も流されてごらんない。どうなると思います。そういうことも含めて、やはりきちんとだめなものはだめと反対していく必要があるのではないですか。いかがですか。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

いろいろな専門家についてもご意見があるところかと思います。私も調べた中では、今石澤議員が言われるような論議を持っている方もいるようであります。私ども地方自治体としては、やはり国を信用しなければなりません。そういう中で、実はアルプスについてはトリチウム以外の放射性物質を、62種類あるそうではありますが、それを基準未満、さっき第1回の答弁で申し上げましたけれども、未満まで浄化する能力があるという説明をいただいております。そういう面で、今、現状申し上げます

と、処理水を保管するタンクは約1,000基超で、放出しなければならないものが令和6年以降に満杯になると。これをどうにかしなければならないというのが大きな課題になっている現状にあるわけでございます。そういうことで、今年はタンク約30基分を相当する3万1,200トンで4回に分けて放出するという説明を受けておるところでございます。我々としたしましては、処理水としての考え方に基づいて行動しているわけでありますので、ただし、やはり皆さんと同様に、これによって風評被害が出る可能性があるのではなかろうかという私自体も心配を持っているところでございます。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 風評被害というか、このままこのものが流れたときに、トリチウムにとって、体に溜まっていったとき、それから水産物に溜まって、それがどんどん膨れていったときに、それを取っている人間にとって、それを食べた人、それから海産物もそうですが、それによって体内被曝ということも考えていかなければならないと思うのです。海は広いし、大きくていいなという場合ではないのです。海だって生きているのです。だからいろいろなものが生きて、これだけ天気の状態がおかしくなってきた、いろいろな生物もいろいろな形で狂ってきています。そんなときに、本当に、だから国を信用するのはいいのですよ。だけれども、本当にやらなければならないことをきちんとやった上でどうしようもないというなら、100歩も1,000歩も譲っても許せないかな、それでもやることをやっていないし、それから水が入ってくるのは一切止められていないのです。30基を空にするとはいっていましたけれども、どんどんその水って貯まるのです。入ってくる地下水を遮断しない限り、水は止まらないのです。だから、そういうこともきちんとやりなさいということは、こっちから言う必要があるのではないですか。いろいろな方法がある。空気中に放出するのと、海水に流す、この二つしか検討していないのです。でも、そのほかに確実なやつが二つあるのです。その方法をきちんと検討すること、やはり海を抱えていますよ、私たちは。日本なんて海の真ん中にいますよね。ですから、海を抱えている島国としては、やはりどれだけ海を大事にするかというのは、日本がきちんとそういう対応をするということで、中国にぐうの音も出せないようなことができると思うのです。あれだけごちゃごちゃ言われて黙っている必要ないと思うのですが、それでもきちんとこの国が対処しなかったら何ぼでも言われます。だから大事なこと、それは町、小さい自治体に何とかしてと言っても無理なのは分かりますけれども、それでもやはり漁業の町として、これはおかしいし、何とかしてほしいということはきちんと伝えていくべきだし、やっていくべきだと思うのですがいかがでしょうか。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） トリチウムについては、石澤議員もご承知のことと思います。水素の一種なのです。そういうことで、今被爆の問題言いましたけれども、私の承知していることは、外部被曝の影響はほとんどなく、体内に取り込んだ場合も水と同じように排

出されるというわけでありますので、被爆の関係については、私を信用していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 トリチウムだけではないのです。セシウム、そういう放射能物質が出ていつて、それが魚の中に蓄積して、魚でもある、それからいろいろなものありますね、漁業のものに蓄積していった後に、それを食べる子どもたち、子どもたちいます。何年後でしょうか。どこで出てきますか、分からないです。私の孫の孫の孫かもしれないです。それでも、やはり漁業を続けていく人たちにとっては、それはずっとつながっていくことだと思うのです。だから、それも含めて、やはりきちんとした対応をしてほしいというのは、単純に放出するだけ以外の道も国に求めてもいいと思うのですが、それはいかがですか。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 国のほうも、多分3種類の方法をいろいろと考えたに承っております。そういう中で、今回の放出が一番ベターであるというに基づいて、放出をしているという私は理解をいたしております。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 何回言っても同じかな。多分、認識がずれて、違うところで働いているのだと思うのですけれども、ただ、私はその水が止まりませんよと、だから地下水をきちんと止めない限りは何ぼでも汚染水、この水は出てきます。だから、それを地下水を遮断するということも含めて、もう一度検討するということを国に求めなくていいですかということを私はお願ひしたいし、何十年たっても、多分水は出てきます、地下水ですから。その部分を止めない限りは多分無理だと思います。それも含めてお願ひして終わります。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えさせていただきます。

それぞれの立場で、先ほどお答えいたしましたけれども、全国知事会並びに北海道知事等もいろいろと国に申しいたしておるようであります。私もその論について同様であります、第1回目で答弁いたしましたとおり、現時点では国に対して中止を申し入れることは考えておりません。

●議長（大野議員） 以上で、石澤議員の一般質問を終わります。

休憩といたします。

午後 2 時43分休憩

午後 3 時15分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開します。

次に、1 番、竹田議員の一般質問を行います。

1 番、竹田議員。

●竹田議員 質問通告書に従って質問させていただきます。

1、東京電力福島第一原発の処理水海洋放出が始まったことについて。

（1）地場産魚介類の販路拡大や漁業継続支援について、町はどう捉え、どのような処置・支援が考えられると思っているのか伺います。

2、熱中症対策について。

（1）役場内、保育所、小学校、中学校に冷房を設置するように要望するが、町の対応について伺います。

3、ドライブレコーダーについて。

（1）ドライブレコーダーで見守り強化の提言を申し上げます。

町、町民（企業）を含める、警察との3者協定で「ドライブレコーダーを活用したまちの見守り活動に関する協定」について、このことに基づき実施するもので、町が町の車輛、町民、企業に協力者を募り、車輛に「見守活動実施中」のステッカーを貼って走行してもらう。地域の目を増やすことで交通事故、犯罪抑止、認知症による徘徊者の見守りにつなげるのが狙いです。事件・事故が起きた際は、協力者が警察署にドライブレコーダーの記録を提供し、犯罪抑止と事故発生時の処理の迅速化を促すこととなります。このことについて町の考え方を伺います。

4、部活動の地域移行について。

（1）公立中学校の部活動の運営を地域の団体や民間事業者などに任せていく「部活動の地域移行」ですが、教員の負担軽減や、少子化によって学校単位での運営が困難になりつつある部活動の存続につながるとし、政府は今年度から2025年度までの3年間で「改革推進期間」と定め、まずは休日の部活動移行を進める政府の実証事業について厚岸町としてどう捉え、今後どのように取り組んでいこうとしているのか伺います。

以上の4点、よろしくお願いします。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 1 番、竹田議員のご質問にお答えいたします。

1 点目の東京電力福島第一原発の処理水海洋放出が始まったことについて、「地場産魚介類の販路拡大や漁業継続支援について、町はどう捉え、どのような処置・支援が考えられると思っているのか」についてであります。8月24日の海洋放流に至る過程で、国内漁業団体においても反対の声が大勢を占めている中、同日には中国が全ての日

本産水産物の輸入を全面的に停止すると発表したことから、日本の最大貿易相手国である中国への水産物が行き先を失うことが現実のものとなってきました。

また、今後は風評被害により国内における水産物の消費流通の失速も予想されるなど、我が国の経済発展に重大な懸念が生じてきています。

全国知事会は、8月23日、国に対して原発の安全対策や防災対策に関する提言等により、水産業をはじめとする事業者や国民に対し、正確な情報発信を行うことや、懸念される風評被害については、万全の対策を講じることなどを求めているところであり、首相は、中国に対し即時撤廃を求める申入れを行うとともに、既に価格が下落している水産物に対しても、水産事業者が損害を受けることがないように、万全の体制を取るとの姿勢を取っています。

政府としても、風評被害対策として、300億円の基金を用意し、水産物の一時的な買取りや冷凍保管、企業の社員食堂への水産物の提供、オンライン販売など新たな販路開拓に要する費用の支援を行うほか、別途、漁業者の事業継続を支援する500億円の基金を計上し、魚種や漁場の開拓に向けた漁具等の購入、漁船の省エネルギー化などの経費を補助するといった支援策を打ち出しました。

一方、厚岸漁業協同組合へ状況を確認したところ、漁協としては、ホタテやナマコといった中国向けの水産物は、ほとんどないものの、北海道漁連において、損害補償や風評被害時における各種申請についての説明会が既になされているといったお話を伺っております。

町としては、国の支援策の内容を精査するとともに、国際情勢をはじめ、国や北海道の動向を注視しながら、漁業関係団体との緊密な連携のもと、地元水産業が被害を被ることがないように、万全の対応を取ってまいります。

続いて、2点目の熱中症対策について、「役場内、保育所、小学校、中学校に冷房を設置するように要望するが、町の対応は」についてであります。役場庁舎については、冷房設備がないため、各階の執務室や会議室等の窓のほか、正面及び職員玄関を開放し、庁舎内の気温を調整しているところであります。

また、全ての職員に対し、小まめな水分・塩分の補給や気温・室温に合った服装を心がけるほか、冷房設備がある施設では適切な使用を心がけ、屋外作業をする際は適切な休憩をとるなど、熱中症予防に努めることと、熱中症と思われる症状がみられる場合は、速やかに病院を受診するよう周知を行っております。

また、感染症対策として続けている窓口対応を行う職員のマスク着用についても、体調により着脱するよう周知しております。

保育所については、厨房と静養室、しんりゅう保育所の0歳児保育室に冷房設備を設置しているものの、他の部屋には設置していないため、換気や大型扇風機、サーキュレーターにより室温管理を行うとともに、小まめな子どもの体調確認や定期的な水分摂取、散歩や外遊びなどの保育内容を気温の状況により変更するなど、年齢に応じた健康管理を行っております。

しかしながら、どちらの施設も、暑い日がこれほど続くという想定をしていなく、冷房設備について重要視してこなかったところでありますが、今年の暑さが、来年以降も続く可能性があることから、まずは、熱中症のリスクの高い子どもの活動の場である、

保育所や児童館、子育て支援センターについて、滞在時間や利用者の年齢など優先順位を考慮しながら、冷房設備の設置を検討してまいります。

小学校、中学校の冷房設備の設置については、後ほど教育長から答弁があります。

続いて、3点目のドライブレコーダーについて、「ドライブレコーダーでの見守り強化に関する町の考え方は」についてであります。ドライブレコーダーは、主に交通安全意識の向上を図り、運転中の記録や交通事故等の証拠映像として活用されております。

一方で、近年は、犯罪の未然防止や事件事故発生時の、いち早い情報提供体制の強化を図る目的で、地域の見守り活動の目としてドライブレコーダーを有効活用している自治体が増えている状況であります。

町では、現在、地域や警察、関係機関などと連携を密にし、速やかな情報提供のほか、パトロールによる取組により、犯罪等を未然に防止する対策を講じているところではあります。このたび、提言のあったドライブレコーダーでの見守りの強化については、ドライブレコーダーに記録されるデータに、不特定多数の人が映り込んでいるため、プライバシー保護等の観点から、データの提供等に関する事など、適正な管理運用を行うためのルールづくりや地域住民の協力が必要と考えるところであります。

町としては、地域全体が協力し合い、町民が安心して暮らすことのできるまちづくりを推進するため、他市町村の事例等を参考に検討してまいります。

私からは、以上であります。

●議長（大野議員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） 私からは、2点目の「熱中症対策」についてと、4点目の「部活動の地域移行」についてお答えいたします。

初めに、2点目の「小中学校への冷房設備の設置について」であります。北海道の夏は、これまで比較的過ごしやすい気候だったことから、令和4年度時点で北海道の公立小中学校における冷房設備の設置率は、普通教室にあっては16.5%と低い状況でした。本年度においては高温となる日が続いており、冷房設備の設置に向けて検討している自治体もあるとお聞きしております。

本年8月末現在、厚岸町立小中学校において普通教室と特別支援教室は44室あり、職員室や保健室を含めると56室となりますが、全ての学校において冷房設備の設置には至っておりません。

冷房設備の設置には多額な費用を要するところではあります。今後は、当町においても厳しい暑さが繰り返される可能性もあることから、児童生徒や学校職員の健康維持のため、冷房設備の設置について検討してまいります。

続いて、4点目の「休日の部活動地域移行を進める政府の実証事業について厚岸町としてどう捉え、今後どのように取り組んでいこうとしているのか」についてであります。国の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインでは、休日の部活動から段階的に地域へ移行していくことを基本に、2023年度から2025年度を改革推進期間とし、地域の実情に応じて早期の実現に向けて移行を目指すこと

とされております。なお、北海道部活動の地域移行に関する推進計画も同様の内容であり、当町においても、これらの計画や実証事業の状況を参考にしながら地域移行を進めていく必要があると捉え、検討を進めている段階であります。

教育委員会では、既に教員や児童・生徒、保護者を対象としたアンケート調査を終え、7月に厚岸町部活動地域移行検討協議会を設置し、今後、指導者の確保や活動場所など、当町の状況を捉えながら地域のスポーツ・芸術・文化の機会確保と、生徒の多様なニーズに合った活動を目指して協議することとしております。

今年度については、9月下旬に専門家を招いて研修会を行い、2024年度に休日における一部の部活動を地域に移行できるよう、関係者と検討を重ね、2025年度には休日における全ての部活動が地域に移行できるよう検討を進めてまいります。

いずれにいたしましても部活動は、スポーツ・芸術・文化の大切な学びの場であり、人間形成においても貴重な機会であること、さらには教育現場における働き方改革に必要な取組でありますので、引き続き地域移行について取り組んでまいります。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 1番の処理水海洋放出についてですけれども、本当に3年以上のコロナが落ち着いて、国、そして国民が本当に大変な思いをしたと思いきや、この原発が事故以来、メルトダウンされたものに対しても、処理水の汚染水がどんどん貯まってきた、これらについて海洋放出しかないということで、国の基準に則ってやることはやぶさかではないのだということで、国も認めていただいて、日本もそのやり方に沿って放出をすることも決定して、今現在やっています。これが本当に数か月で終わるのであればいいのですけれども、今後この処理水については、まだまだこれからどんどん出てくる。今貯まったものだけを処理して海水に流して終わりではなくて、そのメルトダウンした部分を今後ずっと冷やし続けていかなければならない。そして同時に、その放水をしながら、さらに汚染水が貯まっていくということで、今国が大変なのは汚染水が貯まり続けていく部分というのは何ら変わらない。汚染水を処理してから流すのは処理水ですけれども、その中にトリチウムが入っているという部分ですよね。汚染水というのは、要するに凍土の壁を一部溶けて中に入ってくる部分、これらについては地下水を通して海洋に流れていく部分もあるというふうにも言われています。

いずれにしても、この30年間という数字自体が正確な数字なのかどうなのかということがまず間違っているのではないかなという人がいます。それは僕もそうだと思うのです。なぜかという、メルトダウンされた部分が完璧に取り除かれて、その周りの部分も溶けて、それからいろいろな放射能物質が周りにたくさんある。それも全て取り除かれるのが30年後なのか。それで30年かかったら汚染水がなくなると言われているのか。それが全く福島原発、東電の発表はないのです。だからメルトダウンされた部分の周りを取り除かなければ、汚染水はこれからも貯まっていくということになると、一生冷やし続けていかなければならない。となると、30年という目安は何の根拠があるのかというふうになってしまうのですよね。

それを考えると、この海洋放出について、何十年間もずっと、本当に流し続けていく

ということについて、8番、石澤議員も言われていましたけれども、海はつながっているのだと、このことについて、僕も非常になるほどだと、確かに海はつながっているのだと。その海はつながっている問題で、厚岸町もいつも苦慮しているのは、ノロウイルスの問題を一つ取り上げれば、厚岸町でノロウイルスが発生しなくても、釧路町とかで発生した場合、これはもう海域一緒ですから、厚岸町も牡蠣などの出荷停止になるわけですよね。こういった部分を考えて、本当に海はつながっているのだと。

漁業協同組合に聞いたら、直接その輸出する部分については何もないから心配はないみたいなことを言いますけれども、本当にそうなのかなと。30年間という大きな流れの中でどう変わっていくのだろうと。そういったことを懸念しながら、今後の厚岸町としての対策ってどう考えているのですかという大きな問題になってくると思うのです。

ですから、海の変化によって、本当にアキアジとかが、定置が厚岸町からなくなってしまった。そういった問題も考えると、今本当に厚岸町の海を使った漁業というのが、安心・安全な漁業者としての操業が一生本当にできるのかどうなのかということも考えつつ、育てる漁業とよく言いますけれども、この沿岸漁業というのを大切にするという部分も必要ですけれども、養殖を兼ねた、そういった取組も同時進行で考えていかなければならないのではないかな。

近くには問題があった赤潮の発生もありました。これらも元々の海です。これらも考えて、赤潮対策にも対応できるもの、また、本来の海が汚染された場合に対応できるもの、そういった大きなグローバル的な考え方で海を守る、そして海洋資源を守っていくという部分を考えていかなければならないのではないかなというふうに思っています。そういった部分で、厚岸町としてどのような捉え方をして、今後どうしていこうとしているのかという部分を聞きたかったわけです。もう一度よろしくお願いします。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） まずは、この福島原発の処理水の部分については、本当に2011年の震災から、この12年乗り越えて、本当に風評被害をやっと解消して、コロナも解消して、これからというところでまたこういった処理水の放流が世界的にこういう問題になったという部分は、本当に福島の漁師さんの心を思ったときに、本当にいかにかりかという部分はあります。

処理水の放流については、まずもって、これについては国と東電が責任を持って、きちんとやっていかなければならないなという部分は、まず第一義的にあるのだろうというふうに思います。いろいろメルトダウンのロードマップであるとか、国も示していますけれども、結局は30年、何十年でやるという部分もありますけれども、技術的な部分というのは確立されていないと私は認識しています。果たしてデブリを回収できるのだろうか、そういった部分もきっと技術革新ができないうちはきっと難しいのではないかなというのはいいます。それまでずっと、この処理水が放出されていくということは、まずこれはもう覚悟しなければ、事実上ないのではないかなという部分は思っています。

やはり、一番怖いのは風評被害だと思います。これは福島1か所のことではなくて、

日本全部の水産業が関わってくる問題で、北海道でいくと、今一番影響があるのは、やはり宗谷とオホーツクと噴火湾、ホタテが一番大打撃を今受けております。実際、厚岸漁協さんにも確認はしましたが、今そんなにうちのほうは影響は受けていないのだというような口答でのお話は伺っておりました。9月1日のアサリの出荷再開、ニュースを見ると、史上最大の浜値というような話も来ておるところを考えると、本当に組合さんの言うとおりの、厚岸のほうってあまりまだそういう実際的な感覚での危機感というのが、まだやはりどうなのかなという部分があります。

ただ、長い目で見ていったときには、やはり海はつながっているというお話もありましたけれども、回り回って、この道東太平洋沿岸にも、もう既に秋サケの話であるとか、サンマの話であるとか、そういう部分は出てきているのがあります。そういった中で、じゃあどこに活路を設けていくのかということを考えてときに、竹田議員、前の予算委員会等でも、この沿岸漁業、特に養殖のことについて、新たな活路をどういうふうに求めていくのだというご提言もありましたけれども、今厚岸漁協で進めているのは、今のところはまだ、例えば陸上養殖一つ取っても、ウニに関わる試験にとどまっているところではありますけれども、全国的には、やはりサーモンですとか、いろいろなしっぽの付いたものも積極的にやられているところも見受けられます。そういった部分も含めて、やはり海洋にとらわれない新たな活路というのは、さらに研究していかなければならない。これは長期的な部分の話になります。

短期的な話の部分になると、今まさにこの目の前の、これから出てくるであろう風評被害に対してどうやって向かっていかなければならないかという部分については、この国の示している800億円の基金と、あと2日にまたさらに200億円の水産業支援というのが出されましたけれども、そういった部分も短期的には活用しながら、厚岸町の沿岸水産振興をどうやって守っていかなければならないかという部分は考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 30年続くのか、50年続くのか、本当に福島原発1個だけです。全国には、今原発が7か所ですか、18基かな、そういった部分で原発が新たに事故が起きなければいいというふうに、日本全国の国民が思っているところだと思うのです。

今年とか、来年とか、二、三年で終わるのであれば、例えば300億円、それから500億円、追徴で200億円、1,000億円用意したと言っても、何十年間も続くものであれば、このお金だってすぐなくなってしまう話だなというふうに思ってしまうのです。これをいつまでも議論してもしょうがないので、厚岸町としては、さっき町長も言っていましたけれども、国の動向を見て、国を信じて、町村としては動くしかないわけですね。我々議会もそのような対応をしなければならぬというのは重々分かっているつもりであります。心配をどこまでもしていくと何もできない部分もあってしまうのです、心配をし過ぎると。

今、課長の答弁にもありましたけれども、国は漁業者が安全に操業できる部分を確保する用意もしなければいけない、そして厚岸町が第一次産業、この漁業を守っていくこ

とよっての経済が成り立っていくことは十分分かっていると思うのですが、その漁業の第一次産業、この経済を減退させては困るというのはもう分かっていることだと思うので、今回を機にということではなくて、いろいろなこの様々な問題点があつてきたことを踏まえて、本当に早急に前に進んでいける別な道を選ぶいいきっかけになるのではないかなというふうに思いますので、そういう面も考えて、厚岸町の漁業の第一次産業が続けていける、そういう展望を見出していかなければならないのだろうというふうに思いますけれども、その辺の意見をもう一度伺いたいと思います。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） これには、私は大きく分けて原発の処理水の問題と、一つには国と国との政治的な問題というのがきっと絡んでいるのではないかなとは思っています。国際社会的に科学的な根拠に基づいて、この処理水が放出されることに、欧米諸国で異を唱える国というのは、私はちょっと今認識しておらないのですが、中国に限って言うと、私はこれはちょっと中国の内政の部分が多分にあるのではないかなと思っています。いわゆる日本たたきというのですか、それが多分に私は感じる部分があります。国も今中国を相手先ではなくて、ホタテにしても別な第三国というのですか、そちらのほうに販路を求めていくという動きも出てきております。そういった中で、からを中国に輸出して、安い人件費で玉を製造して、それをまた諸外国に輸出すると、そういうビジネスモデルというのがあるやに伺っておりますけれども、その部分、まさにこの200億円の水産業対策支援によって、そういった人件費を削減できる部分、国内で玉をつくって、別なところに輸出するという、今考えも出てきております。そういったこともトータルに含めて、いろいろなことが考えられると思いますので、そういった情報もつぶさに入手しながら、この水産業を守っていくということを考えていく必要があると。

それから、魚離れが非常に心配されます。日本人は本当に魚が好きで、これによって魚を食べなくなるということだけは避けたいなと思っております。この事柄があつた後、福島のふるさと納税が急に増えたというような、ちょっと報道も耳にして、それは魚の日本人が福島を応援して、福島の魚を食べようという、そういう気運も中には出てきているようであります。豊洲も一生懸命福島の魚を取り上げていくというような動くようになってきているようです。そういったお涙頂戴ではありませんけれども、我々も一緒になって地元の水産物を食べて、盛り上げていくということも一方では必要ではないかということも含めながら、総体的に水産業を盛り上げていくということを考えていかなければならないのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

●議長（大野議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、熱中症対策についてなのですが、もう結果は出ている、町の答弁としてはもう、熱中症対策についてはもうエアコンも付けていくようなことで答弁ありまし

たので、僕はそれについて、今年はもう1日も早くということにはもうならないと思うので、来年もこのような暑い時期が来ないように祈るばかりなのですけれども、年々こういう状態が徐々に徐々に続いてきているという現状を鑑みると、やはり最低でも児童を守るという学校、保育所等について、ぜひ付けてあげてほしいなと。

国の動向として、エアコン、それから冷房設備についての補助金の部分についてはどのようなになっているのか教えていただきたいのと。

あと学校もそうなのですけれども、役場内もそうなのですけれども、自分の個人の体の部分については、やはり自分自身が、大人ですから、子どもについては保育士なり親なりが見てあげなければならない部分なのですけれども、職員について、学校の教師、そして役場の職員の皆さん方もそうなのですけれども、自分で自分を管理する、水分補給すればいいだけではなくて、暑さに対応するとなると、やはり最低でも扇風機とか、そういうのがあればいいなと。例えばその扇風機を個人で買ったとして、役場に負担をかけないで個人でそれぞれ買って、自分の仕事の目の前に小さな扇風機を置いて、それに当たるということはできるのだけれども、ただ問題なのが、個人で買えるだけの金額というのは1,000円、2,000円で売っているから、物については安いと思うのです。ただ、扇風機を稼働するという部分については、やはり電気代なり電気なりかかるわけですよね。電池の部分についてはいいかもしれないけれども、例えばUSBに差して使えるものもあります。

これらについての、例えば学校もそうだと思うのですけれども、役場内も電気を使うという部分については、厚岸町の例えば条例とか、国の何か分かりませんが、電気自体を使うことというのは、僕は許されてないのだろうなというふうに思うのです。これらについては、もしそういう状況であれば、電気を使ってもいいよと、器具は自分で買って持ってきてもいいよという、一定的な決まりごとというのがあるのかないのかも聞いてません。そういうことというのは、やはり自己管理かもしれないけれども、そういう部分については許されるべきをどこまで許すのかという部分をきちんと使う方、個人個人がそれぞれ、ここまでのいいのではないかとか、これぐらいいいかとかではなくて、きちんと決めてあげたほうがいいのではないかと。その制限をどういうふうに捉えていいのかが分からないので、ぜひそこは教えていただきたいと思います。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） ご質問者言われますとおり、職員、自分の体調管理、自己防衛のために小さい扇風機等、現在使っております。その電気代に対する取り決まりというのは現在ございません。ご質問にありました内容については、どこまでの取り決めかというのは今はここで申し上げることはできませんが、ちょっと検討はさせていただきたいと思います。ルールなり、何なり、ちょっと役場も省エネをうたっていますので。ただ職員の体調管理というのも大切な事項と考えておりますので、その辺の兼ね合い含めて検討をちょっとさせていただきたいと思いますので、お時間をいただければと思います。

●議長（大野議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 国の施設であろうと、地方自治体の施設であろうと、そこでは電気を個人的に公共の部分で使う、個人で使うという部分については、許されている許容範囲も何もないというふうに聞いているので、あえてそれを聞いたのですけれども、これを実際、体調管理を自分でやるというふうになったときに、U S B に差して使うものについては、本当、1 日数円、10 円もかからない、数円というふうになっています。真冬に扇風機使う人いないので、本当に暑いときに、何月から何月まで個人的に電気を使ってもいいよというふうにすれば、もうちょっと自由に使えることができると思うのです。

これらについても、国全体を見て、ちょっと調べたのですけれども、なかなか自由に電気使ってもいいよという町村ってあまり見受けられなかったのです。厚岸町としては、その暑いシーズンだけ、何十日か分かりませんが、その部分のときにだけ電気を使ってもいいという新たな条例をつくるなり、何なりができるのであれば、ぜひ職員が自由に使えるような状況、環境を整えてあげてほしいと思うのです。それによって、暑さとか、そういうのを自分で調整することによって、だらった仕事ではなくて、仕事もはかどると思うのです。そういった部分で、健康管理イコール仕事がきちんとできていけるというのであれば、それは逆にプラスになっていくことなので、ぜひ早急に考えてあげてほしいなというふうに要望なのですけれども、もう一度伺います。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 先ほどご答弁させていただいたとおり、そういった内容について検討させていただきたいと思います。

●議長（大野議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 よろしくをお願いします。

次に、3 番目のドライブレコーダーなのですけれども、地域全体が協力し合い、町民が安心して暮らすことのできるまちづくりを推進するために、他町村の事例等を参考に検討してまいりますと、まさしくそのとおりで、今すぐどうのこうのにはならないと思います。ただ、このドライブレコーダーの見守り強化について、僕が質問した中で、企業にもお願いしてというのを書かれているのですけれども、これらについて今後企業との協議も必要になってくるし、警察との協議も必要になってくるというふうに思います。関係機関などと連携を密にし、速やかに情報提供のほか、パトロールによる取組、犯罪等未然に防止する対策を講じているところでありますが、云々あります。これらについて、プライバシー保護の観点というのものもあるだろうし、これらについては早急に警察との連携を取れる機関と早急にお話していただいて、企業にもそういったことをお願いすることについて、費用等とかもかかってくるかもしれません。そういった部分も費用については今後どうするのかという部分もあるかもしれない。それは企業に町としてお願いして、1 台でも10 台でも多く付けて、車内の運転の取組の安全、それから車内の

働いている人たちの事故とかあった場合、いろいろな部分についてドライブレコーダーというのはあったほうが早期解決につながっていくということで、非常に社会全体がドライブレコーダーを付けようという雰囲気になつていますよね。個人的にもう付けている町民もかなりいると思います。そういった人たちにもドライブレコーダーの見守り強化の部分については賛同してもらうような方向性を早めにとっていただきたいというふうに。町民の呼びかけと企業の呼びかけ、警察に対しての連携の部分、これらについて早急にやっていただきたいというふうに思うのですけれどもいかがですか。

●議長（大野議員） さっきの答弁漏れがあったようで、副町長に許可をします。

●副町長（石塚副町長） 申し訳ありません。先ほど、冷房設備の関係で補助金等がないのかということで、ちょっと誰も答弁してなかったものですから、申し訳ございません。

ちょっと保育所等もあるので、役場、保育所のところは、現在はそういった補助金等見つかっておりませんが、何か使えるようなものがないかということ、防衛の交付金等含めて、その辺はちょっと検討させていただきたいと思います。

それから、学校については教育委員会から、補助金ある部分がありますので。

●議長（大野議員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） 学校の冷房設備の補助金についてであります。学校施設環境改善交付金というのがありまして、その中でも大規模改造事業と空調冷暖房設備の補助金があります。これについては対象工事金額が下限額で400万円、上限額が700万円、補助割合としては、厚岸町に関して言えば7分の2、パーセンテージでいくと28.57%というふうになります。屋内運動場に空調を新設する場合、これについては2分の1まで。これは令和7年度までということになってございます。これは今の令和7年度までというのは屋内運動場に空調設備を新設する場合は2分の1というふうになっております。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えいたします。

先ほどの質問でございますが、道内においても室蘭市、登別市、このドライブレコーダーを活用した見守り活動ということの取組をしております。この中で、警察署と協定を結んで実施要綱を策定して、各事業者に呼びかけをして取り組んでいるという状況でありますので、それらを参考にしながら検討して取り進めたいと思っているところでございます。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 熱中症のほうのやつは、とりあえず急がないより急いだほうがいいと思うので、その辺よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

役場のほうの個人的に電気使える、使えないも、早めに結論出してあげてほしいなというふうに思います。深く言うと時間もなくなるので、その辺でやめておきますけれども。

あとドライブレコーダーの部分については、僕としては話して協定結ぶという部分については、そんな金のかかる部分ではないと思うので、協議はできるだけ早めにしていただきたいなと。今の答弁については今年中なのか、来年中なのかが見えないので、その辺をもうちょっと具体的に話してほしいなと、よろしくお願ひします。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

できる限り早く取り進めるようにしたいと思っております。

●議長（大野議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 部活動地域移行について、一長一短という言葉がありますけれども、あくまでも部活動地域移行が全ていい方向に向くのかというと、僕はそうでもないような気がするのです。あまのじゃくな考えですけども。その部分について、これとあれというふうに捉えて言ってしまうと問題が起きるので、僕から言わないのですけれども、メリット、デメリットの部分については、どう教育委員会として考えているのかなというふうに思います。

例えば、ここは非常に言っても問題ないのかなと思うのですけれども、例えば財政面について、どういうふうに、お金がかかってくるのか、かかってこないのか、ボランティアで100%やってもらう方向性というのを国は考えているみたいですけども、どうもそっちのほうに100%にはならないのではないかなという部分もあるし、あと地域によってこういう部活動をやりたいのだけれども、町内に人材がいないと、その人材を確保するために、じゃあどうしたらいいのだろうという部分については、どこからか助けていただく、地域から地域移行していく、また、その地域連携というのがまたそこに大きく、例えば浜中にいる、別海にいと、例えば1時間ちょっとの中で行き来できるような人材がいるのであれば、そこにお願ひする部分も出てくるかもしれない。そういった部分については若干の費用がかかってくるだろう。例えば、部活動の教える時間については、また民間から来て、持ち出しできるけれども、ガソリン代だけくださいというふうな話になるのか。それらも含めて、いろいろな部分で考えられる、財政面とか、人材がいる、いないというのを含めて、教育委員会としてメリット、デメリットの部分についてどう捉えているのかなということをお聞かせ願ひたいと思います。

●議長（大野議員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） お答えさせていただきます。

部活動の地域移行に関しましてのメリット、デメリットという大枠かと思います。まず、メリットにつきましては、やはり隠れた人材を活用した中で、今まで部活動や少年団等でできなかった競技に臨める可能性が出てくるというメリットが一つ。それと、何はなくとも教員の皆さんの働き方改革の中の負担軽減という部分が主に大きな部分かと思っております。

デメリットにつきましては、デメリットと申しますか課題という感じで今私たち考えておりますけれども、まずは、今現在、私ども、1回目の答弁にございましたとおり、7月に協議会を立ち上げまして、この後協議を進めていくという段階でございますが、課題といたしましては、やはり、先ほどボランティアというお言葉あったかと思いますが、まず事務局のほうで考えているのは、やはりこれは今まで教員の方が教えていた部分が無料のようかのように捉えられていた部分を、少しでもこの協議会を通じて、広く一般の方にも広げていかなければいけない。これは協議会で揉むべき事項ではございますが、一つの例としては、やはりご両親の負担で、いわゆる自己負担、それと町なのか道なのか、いわゆる行政の負担、もしくは国や北海道の支援というようなことを交えながら、今後の、いわゆる費用面の対策を取っていかねばならないということ。

それともう一つの課題は、議員もおっしゃいました地域によっては人材がいない可能性があるのではないかということ、現段階でも議論の場に想定されて上がっているところでもあります。ただ、他の事例等を見ても、例えば退職されたOBの方ですとか、休日が仕事の日、通常の休みではない方が出れたり、そういうものを民間の方々に様々な視野を広げて、いろいろな方に紹介いただきながら、いわゆる人材バンク的な感じでというようなことも考えられるのではないかなというふうに現段階で考えているところでございます。

ちなみに地域によって人材がということでございましたが、今でもやはり人材が少なく、ほかの町に、これは少年団の例でありますけれども、隣町に習いごとに行っている方も、スポーツに限らずいらっしゃると思います。こういう部分をできるだけ地域で担っていけるような体制を目指していきたいということでございます。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

- 竹田議員 この国のやり方の中で一番問題になったのが教員の負担軽減、これが一番の解決策の中で取り上げられてきたのだと思います。逆に部活を受ける生徒、これについてはできることが増えてうれしいと。実際はこれをやりたかったのに、例えば教えてくれる人がいないので、仕方なくこっちの部活をやっているということで、それが結局仕方なくなっているから伸びないと。実際は本当はやりたいことをやればすごく伸びたかもしれない。いろいろな事情があって、やりたいことができないことが今度やれることができることによって、スポーツをやる、その生徒、それが厚岸町にとっては将来的にその子がプロになったりすることによって厚岸町の財産にもつながっていくということを見ると、この部活の地域移行ということを見ると、すごく将来的にいいことなのだろうなというふうに、そのメリット性というのを僕は考えているのですけれども、そ

の部分についてはどうなのかなというのが一つ。

もう一つ、多様な指導者の確保に向けた支援や実証事業などを進める自治体の十分な財政支援、それから会費などが発生する場合が想定される、そういったときに、発生した場合などについては、困窮世帯への配慮まで考えていかなければならないだろうという、ここについてはデメリットと言えばデメリットなのかもしれません。こういった部分についても、もしそういう状況が生まれたときに、教育委員会としても、その部分について、やはり生徒が自由にスポーツ、いろいろな文化も通じてやれることに対して応援してやっていただきたいなというふうに思うのですけれども、その辺も含めて、ちょっともう一度お願いします。

●議長（大野議員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） まず、教育委員会といたしましては、部活動につきましては、このままでは成り立ってかないと、この将来成り立っていくような状況にはないという認識は変わらず持っております。求められるレベルによっては、様々な教え方、指導の仕方が出てくると思いますが、これについては将来にわたって検討していかなければいけませんし、まずは小学生から、今は部活動で言えば中学生、それと高校に上がって、それから大学もしくは大人になられた場合、様々な芸術文化、それとスポーツ、これを生涯にわたって楽しんでもいただけるような礎をつくれればなという考えでいます。

それと、財政支援の関係につきましては、先ほどもちらっとお伝えいたしましたが、現在も実は当初予算において、部活動の地域移行に関する協議会立ち上げの予算を取っております。その中には、今言った困窮世帯ですとか、そういったものではなく立ち上げのものでございます。今年度、この団体を立ち上げ、2024年、来年度には一部の部活動の地域移行ということでございます。その中では、今後の協議の中で実証事業の実施要領にも書かれておりますが、課題としては、やはり困窮世帯ということも出てきております。まだ、そこまでの把握は私どもしておりませんが、今後協議会の中で協議を進めていく中の一つの課題として想定しながら、協議会メンバーと協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 困窮世帯のほうの配慮、お願いして終わりたいと思います。

以上です。

●議長（大野議員） 以上で、竹田議員の一般質問を終わります。

次に、5番、音喜多議員の一般質問を行います。

5番、音喜多議員。

●音喜多議員 第3回定例会に当たり、先に通告してあります2点についてお伺いしてま

います。

まず初めに、太陽光パネルの設置場所と規制区域について伺ってまいります。

福島第一原発事故以来急速に普及し、身近なものは住宅の屋根や壁に、また、湿原などのほかに利用困難な地域に多く見られ、中には山肌一面や飛行機の上空からでも目を見張る大規模なものも見受けられます。

人間の快適な生活や、エネルギーの追求で、この政策は今後も未来続くものと思われませんが、限られた資源である土地には、人間が生活していく上で、風景や景観を守るとともに、多様な生き物である動植物の保護も必要であります。

そこで、厚岸町は、太陽光パネルの設置にあたって、基本的にどのような考え方をもって進めていこうとしているのか伺いたします。

まず、問いとして、太陽光パネルの設置にあたって、設置可能区域はどのようなところなのか。

土地所有者と許可する行政間の問題だけなのか。

問いとして、高層湿原やラムサール条約指定区域内はどのようなになっているのですか。

問いとして、また鳥獣保護区はどうですか。

問いとして、4町で指定されている国定公園の景勝地などはどのようなになっているのでしょうか。また、構成する4町で景観上、統一した見解は持っておられるかどうか。

2点目に、あやめヶ原に出没する熊対策について伺ってまいります。

先にも質問がございました。昨週より景勝地のあやめヶ原に熊が出没する情報が発せられています。あやめヶ原は、国定公園の中で、当町の最も見せ場の景勝地かと思っています。出没情報があれば、閉鎖し、時を過ごすやり方でしたが、抜本的な解決策にはなりません。広大な道有林をはじめ、民有林、町有林、国有林に及び、熊の生息地に適しているのかもしれませんが、いずれにしても、事故が起きぬうちに解決策が求められます。対策方法をお考えであれば、お示しをいただきたいと思います。

以上で、初めの質問といたします。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 5番、音喜多議員のご質問にお答えいたします。

1点目の「太陽光パネルの設置場所と規制区域について」のうち、アの「設置可能区域はどのようなところか」と、イの「土地所有者と許可する行政間の問題なのか」についてであります。太陽光発電は、再生可能エネルギー発電の一つで、国のエネルギー基本計画や町の再生可能エネルギー導入目標計画においても、長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう、円滑な導入に向けた取組を積極的に推進していくこととしております。

太陽光発電は、日当たりのよい立地であれば比較的導入しやすいことから、固定価格買取制度が創設されて以来、全国的に導入が進んでいますが、その一方で土砂流出や濁水の発生、景観や反射光による生活環境への影響のほか、重要な動植物の生息・生育環境の改変による自然環境への影響が懸念されております。

このため、環境省では環境影響が顕在化している状況を踏まえ、大規模な太陽光発電については、環境影響評価法の対象事業として規制し、本法令の対象とならない規模の事業についても、環境に配慮し地域との共生を図ることが重要であることから、太陽光発電の環境配慮ガイドラインでその指針が示されております。

また、太陽光発電設備の設置にあたっては、自然公園法、森林法、農地法など、様々な法令の規制があり、土地所有者との合意がなされた上で、国、道または町に許可を得る必要があります。

次に、ウの「高層湿原やラムサール条約指定区域内はどうか」とエの「鳥獣保護区はどうか」についてであります。高層湿原は、自然公園法に基づく国定公園の特別保護地区であるため、太陽光発電設備の設置については原則認められておりません。また、ラムサール条約指定区域は、鳥獣保護管理法に基づく鳥獣保護区の特別保護地区になっており、工作物の新築等の許可行為が必要となります。

ラムサール条約指定区域外の鳥獣保護区についても、一部特別保護地区となっており、ラムサール条約指定区域内同様、一定の開発行為が規制されております。

次に、オの「国定公園内の景勝地等はどうか」についてであります。国定公園内の太陽光発電施設については、自然公園法に基づく特別保護地区、特別地域、普通地域により、規則でそれぞれ規制されております。

特別保護地区、第1種特別地域及び第2種及び第3種特別地域のうち植生の復元が困難な地域などでは、第1種特別地域に準ずる取扱いがされ、原則認められず、それ以外の特別地域では、2,000平方メートル以下であって学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所において、その目的を達成することができないと認められるもの以外は認められないものとなっております。

また、普通地域では、1,000平方メートルを超える施設の設置については、湿原等植生の復元が困難な地域など特別地域内の許可基準と同様の規定となっております。

また、国定公園は、国立公園に準ずる優れた自然の風景地として指定されたものであることから、これらを保護するため、厚岸霧多布昆布森国定公園連絡協議会や構成4町において、市町村のガイドライン等の作成について検討を進めてまいりたいと考えております。

続いて、2点目のあやめヶ原に出没する熊対策について、「対策方法があれば示してください」についてであります。近年、あやめヶ原周辺において、熊の目撃情報が増加しており、昨年度は3件、今年度は15件の目撃情報が寄せられ、そのほとんどは、道道123号別海厚岸線沿いの目撃情報となっております。

現在の対策としては、道道からあやめヶ原に至る道路や駐車場のほか、園内でも熊目撃に関する情報を掲示し、近くに熊が生息していることを注意喚起するとともに、観光サービスセンターにおいては、来園客に熊除けの鈴を無料で貸し出していること、また、道道からあやめヶ原駐車場に至る経路で熊が目撃された場合は、来園者の安全確保のため、施設を一定期間、閉鎖しております。

ヒグマは、北海道の豊かな自然を代表する野生動物であると同時に古くから人や家畜、農作物に被害を与える存在ともなっており、人身被害に遭わないために一番大事なことは、ヒグマに遭遇しないようにすることで、そのためには、ヒグマについての正し

い知識を持つことが重要と考えます。

抜本的、恒久的な解決方法とはなりません、あやめヶ原を訪れる観光客等の皆さんに対し、熊目撃に関する正確な情報を伝え、注意喚起を促すとともに、有効な対策について、今後も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（大野議員） 5番、音喜多議員。

●音喜多議員 福島原発以降、今日まで厚岸で対応してきていますが、まず、今まで厚岸町内で何カ所かでやっています。そういった設置状況の中で、規模や条件、場所等で、これ問題が、トラブルというか、いざこざというか、そういう問題解決しながら設置に至ったというところ、全く問題なくてすんなりと今日まで来ているのか、あるいはそういう諸条件をクリアして今日に至っているのか。今までの経過として、どういう状況にありますか。

●議長（大野議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 厚岸町でこれまで買取制度フィットが始まって以来、90件の太陽光の設置がございます。その中で、特に一番大きいのが尾幌にあります太陽光、約2万キロワットアワーということで発電施設があります。その中で、この対策としては、雨水の調整池とか沈殿槽の設置、また施設外周辺部に素掘りの水路とか園庭を設置して、区外等への雨水及び土砂流出防止を図る、また、動植物への影響環境調査も実施しているという中で適切に管理しているというふうに認識しております。

●議長（大野議員） 5番、音喜多議員。

●音喜多議員 ということは、問題解決して現状に至っているよということで、それは問題ないと。最近、外資が入ってきて、外国資本の、大規模なということで、各地でトラブルが起きていて、それこそ議長会などの話題にもなっているという報道もされています。最近、厚岸町ではそういう大規模なことはないと、これからも見通しもないと思うのですが、現状ではそういう問題を抱えるような状況にないというふうに判断していいのでしょうか。

●議長（大野議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） いわゆるメガソーラーと言われる建設でございます。このフィット価格につきましても、2012年当時、作業用で40円、1キロワット当たりあった価格が現在10円、さらに今後これがなくなるという段階においては、メガソーラーの建設は今後なかなか難しいのではないかと考えております。さらに、環境影

響評価法の対象事業ということで、3万キロワット以上ということにつきましても、これら買取制度の国の考え方の下、小規模なものは建てられる可能性はありますが、大きなものについては今後ないというふうには考えているところでございます。

●議長（大野議員） 5番、音喜多議員。

●音喜多議員 これから大規模なものは出ないだろうと言われてはいますが、小規模なもの、家庭でというか、住宅のそばに建てると、そういったものについては、今後買取価格は別にしても、町で進めている太陽光発電システム奨励金、これについては続けていくという考え方でいいだろうと思うのですが、どうですか。

●議長（大野議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 住宅用太陽光パネルの奨励金につきましては、現在のところ、例えば近い将来にこれを廃止するだとかというような議論はしておりませんので、当分の間はもちろん続けていくというようなことになります。

●議長（大野議員） 5番、音喜多議員。

●音喜多議員 昨年、我が町に厚岸町再生可能エネルギー利活用検討委員会というものが、副町長を頭にして設置されているわけです。この委員会で、今まで、先ほどトラブルの話も聞いてきたのですが、この委員会、まだ1年とちょっとですけれども、実際に稼働しているのですか。これに則っての検討事項等についてはあるのですか。

●議長（大野議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 町では昨年度、厚岸町の再生可能エネルギー導入目標計画を策定しております。先ほど音喜多議員言われたとおり、委員会を通して、これらの目標について検討をしてまいりました。その結果、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、この太陽光だけを言いますと、厚岸町の美しい景観等の環境に配慮した上で、公共施設建物や町有地への太陽光パネルの設置及び、今言いました住宅の屋根や遊休地への設置を検討するというふうになっている内容ではございます。

●議長（大野議員） 5番、音喜多議員。

●音喜多議員 ちょっと今の聞きにくかったというか、基本的には住宅や、今まで建っているようなところは引き続きやっていきますよと。大きな町有地やそういうところは設置する方向で検討するのですか。どうなのですか。

●議長（大野議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長）　大きなところの町有地を設置するとか、しないとかではなくて、もっと大きな中身をいって、要するに太陽光を設置してもいいところ、また、規制する区域ということで、これらを考えていくということでございます。特に今、先ほど町長からの答弁ありましたが、環境省から出ている太陽光発電の環境配慮ガイドラインの中にも、住宅とかの屋根や壁に付いている太陽光については除外されておりますので、これはどんどん進めていきたいと思いますということでございます。これらを進めた中で、2050年のカーボンニュートラルに向けて、国では進めていくと。厚岸町についても、これらも進めていきたいと思いますという考えでいくところでございます。

●議長（大野議員）　5番、音喜多議員。

●音喜多議員　そうすると、今言われたように、まだ構想の段階だろうけれども、町有地だとか、あるいは町の山、山と言ったら失礼ですけども、そこに配線が商用電源の基盤があれば、そういうやっていくことは考えると。その考える元締めは、この再生可能エネルギーの利活用の検討委員会で厚岸町が判断していくという考え方でいいのですか。

●議長（大野議員）　環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長）　それを考えるにあたって、例えば建物だと、それが太陽光が本当に躯体調査等をして、本当にそれがもつかどうかとか、あと、町有地だと、これは本当に太陽光を建てて、20年以上当然使いますから、その活用等も含めて検討していかなければいけないと思います。それら調査するにあたりましても、国の補助事業等でございます。そういう検討等、今後考えていかなければいけないなというふうには考えているところでございます。

●議長（大野議員）　5番、音喜多議員。

●音喜多議員　ちょっと懸念されるのが、今言われたように、もう規模、大体設置される場所は行き詰まったと。あと、その可能性があるところは大きな調整区域だとか、あるいは公共用地だとか、公共用地と言っても町が持っている山林だとか原野だとか、そういうところにシフトしていくというふうに言われているわけです。それが果たしていいのか悪いのか、今これから議論になるというか、そういう中では、そういう業者が入ろうとしているわけです。各自治体に。そこをしっかりと見極めていかないと、失敗したなということにならないように我々が監視していかなければいけないとならないし、10年、20年できれいに後片付けしていきますよと言っているけれども、そのトラブルが最近都市部を中心に問題になっていると。設置にあたって、地域の住民の意見も聞かないと。そういう乱暴なというか、そういう行動に出てきているので、やはり注意しなければいけないなというふうに私も思っております。

厚岸町の森づくりのパンフレットです、今年の。今までに見たことがないというか、協賛事業会社として、こういう電力会社も森づくりに協賛するようになったと。決して悪いことではないのですが、この後どうなるのかなと、そういうチャンスにならないのか、十分注意しなければいけないというふうに私は私なりに考えるところですが、そういったところでは、しっかりと厚岸町の将来を守る意味では監視をしていただきたいというふうに思っております。それでお願いしておきます。

2点目にあやめヶ原の熊の出没問題です。これについては、隣の議員も聞いております。私は問題にするのは、あやめヶ原という、ああいう景勝地を厚岸町はどう値というか価値として、見る目というか、そのことによってこの熊対策が決まってくるだろうと思うのであります。その辺に熊が出たという程度ならば、今までの取ってきた対応の繰り返しだと思います。でも、あそこはあやめの咲いたときは最高のロケーションですけども、それ以外の時期だって、結構秋になってもお客さんが通りすがって見ていくという経緯を私は十分知っています。そういった意味では、かなりそこを大事にしてお客さんに見ていただくということであれば、ただ単なる熊が出たよと情報だけではなくて、もっとPRしていくやり方があるのではないかと。確かにお金もかけなければならない方法だけれども、あやめヶ原の厚岸町の唯一の海岸線売り込む一つの力の入れようがあるのではないかなというふうに感じて伺っているところですが、現在、自分たち、厚岸町独自で対応しているのですね。北海道に相談するとか、そういうことではなくて、自分たち厚岸町だけで現在判断して、一時閉鎖というやり方をしているのですか。

●議長（大野議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 1点目のお話を最後させていただきます。

厚岸町につきましては、ラムサール登録湿地や国定公園を抱えるなど、厚岸町、また豊かな自然環境や動植物、それから希少の猛禽類の保護など、このようなことを取り組み、この自然豊かな環境を保全していかなければならないという明解な意思表示、またこれが必要であるというふうに考えております。

発電施設の設置を規制すべき区域、または促進する区域をとということで、厚岸町におきましてもガイドラインを作成していきたいと、今後考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（大野議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） あやめヶ原の熊の出没に関する内容ですけども、まず、熊が出た際、その出た場所によって、私どものほうで、町のほうでこの施設を閉鎖するのか、このまま開けるのかという判断はしております。ですから、他の機関に委ねるのではなくして、仮に話をするとすると、後ろの環境林務課のほうと相談をしながら、施設の開閉についての対応はしているというような状況です。

●議長（大野議員） 5 番、音喜多議員。

●音喜多議員 午前中の話にもありましたが、そこに出没する熊、問題の個体なのか、いろいろ調べているのかもしれませんが、散布の人方があそこを帰るときに頻繁に見ているそうなのです。今日の発言の中では小熊とか言ってましたけれども、夕方、散布へ帰る人方は結構頻繁に見ていて、また出ると。それが同じものなのかどうか知りませんが、熊が出ているという話は私も聞いています。そういった個体がどういう行動を取って、そういう状態なのか、やはりしっかり調べて、だめなものはだめという形に、これは道に相談しなければいけないと思う、勝手にはできないと思う。対応を取る方法を考えるか。あるいは、このあやめヶ原をずっと将来的にも見ていただきたいと思うならば、将来的に多少金かけても電牧の設置だとか、そういうやり方でもって対応を考えたほうがいいのかないのかなと思うのですが、その辺はいかがですか。

●議長（大野議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 熊の目撃情報等のお話ですので、私のほうからその分は答弁させていただきます。

過去 3 年間、熊の目撃情報ですが、町全体の話ですけれども、町全体で 3 年が 67 頭、4 年が 75 頭、5 年が今現在で 44 頭ということで、そんなに目撃情報は変わってございません。ただし、あやめヶ原付近の道道における目撃情報が 3 年が 2 頭、4 年が 3 頭、今年が 15 頭ということで、ここだけ極端に多いということでございます。さらに、この熊について、先ほど小熊と言いましたが、北海道のヒグマ管理計画の中で問題個体かどうかという部分でいきますと、一番軽い問題個体として、人間を恐れずに避けないとか、人家付近、農地に頻繁に出没する、人間を見ても逃げない、人前に度々姿を見せるということでございます。なので、現在のところは非問題個体ということで捕獲はできないということですので、何とか人との接点をなくするような方策が必要ではないかなというふうには考えているところでございます。

●議長（大野議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） あやめヶ原の熊ですけれども、今環境林務課長がおっしゃったとおり、問題行動がある熊であれば、もちろん駆除の対象にはなるのだろうというふうに思っております。ただし、現状、やはり 15 回の今年は延べの目撃例がありましたけれども、あやめヶ原に至る道道沿いということで、あやめヶ原の園地の中、すなわち花が咲いているところでは一度も見られたことはないのです。ですから、現状でも有刺鉄線による周囲を塀で巻いておりますけれども、その中には熊は一切入ってきてはいないというようなところであります。ただし、今年度、来年度にかけて、今かなり有刺鉄線の柵がもう傷んできておりますので、擬木等を使った中での柵の更新を行います。この作業をやることによって、さらに、例えば熊が中に入りづらくなってくるだろうというふうに考えております。

ただし、将来的に道道からさらにあやめヶ原の駐車場、園地付近、こちらのほうで熊が目撃されるようであれば、先ほど議員おっしゃったとおり、電気を流したりだとか、そういうような対応策も取らなければならないだろうなというふうには感じております。いずれにせよ、ちょっと今後の動きにはなってくるかなと思うのですけれども、国定公園という優れた景勝地であるが故に、あまり近代的な構造物はつくりたくないというのが私どもの考えです。自然の中の風景をやはり楽しんでもらうのが、あやめヶ原では一番いいのではないのかなというふうに私は考えておりますので、その中でできる範囲のことということを検討してまいりたいというふうに考えております。

●議長（大野議員） 5 番、音喜多議員。

●音喜多議員 おっしゃられるとおりで、本当に、けばけばしい工作物というか、そういった目に分かるようなことはしたくはないと思います。知床財団の方も言っていたけれども、一番いいのは人が来なければいいのだけれどもと言われていましたけれども、そうはいかないと。確かに人が寄ることによって熊が味を覚えて、そういうこともあり得るから、そこは注意したほうがいいと言っておりますが、それだけ真剣になって考えなければいけないところだということを認識していただいて、これで質問終わります。

●議長（大野議員） 以上で、音喜多議員の一般質問を終わります。

以上で、本定例会に通告のありました 5 名の一般質問を終わります。

●議長（大野議員） 本日の議事日程は全部終了しました。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時44分散会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和5年9月4日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員